

午前 10 時 2 分 開議

議長（林 治君） ただいまから平成 9 年第 3 回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

なお、16 番 重里 勉議員からは遅参の届け出が出ておりますので、報告しておきます。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において 7 番 東 重弘君、9 番 奥和田好吉君の両君を指名いたします。

次に、日程第 2、前回の議事を継続し、一般質問を議題とし、順次質問を許可いたします。

まず初めに、6 番 松本雪美君の質問を許可いたします。松本君。

6 番（松本雪美君） 皆さんおはようございます。日本共産党の松本雪美でございます。1997 年第 3 回定例議会において大綱 6 点にわたり質問をいたします。

大綱 1 点目は、高齢者福祉施策の問題です。

泉南市では、65 歳以上の高齢者は昨年度は 11.8%、そして 2000 年には 12.8%に達すると予測されています。さて、このような状況の中で、高齢者にとっても耐えがたい消費税の増税や医療費の大改悪などで暮らしは一段と大変な状況に追い込まれ、その上家もなく、子供たちとは一緒に住めないなど、高齢者だけの世帯、一人暮らしの方など、毎日の暮らしへの不安の声がたくさん私たちに寄せられております。人間は幾つになってもだれもが健康で生きがいを持って安心して過ごしたいと願うのは当たり前のことであり、行政としては不安な生活を強いられている高齢者の幸せのために、高齢者の福祉施策の充実をして、そして安心して暮らせるように対応すべきではないでしょうか。

当泉南市でも 2000 年度を目標達成年度としてノーマライゼーションの理念に立って、だれもが住みなれた家庭や地域社会でその能力を生かして自立生活を続けるために平成 6 年度に老人保健福祉計画、ゴールドプランが策定され、そのスタートが切られました。そして、ことしの 7 月には

あいびあせんなんが開館し、やっとデイサービス事業が始まりました。既に3カ月も終わろうとしています。デイサービスは既に定数まであとわずかのあきしかないほど利用度が高く、大変喜ばれています。送迎やお世話に当たる職員の皆さんの体制は、今の時点で筒いっばいになっていると聞いています。今後のデイサービス希望者100%の通所をどのようにされるのでしょうか。

その2は、在宅高齢者を守る施策としての給食サービスは、何よりも命と健康を守る大切な事業ですが、現在社会福祉協議会の事業の1つとしてボランティアの人たちのお世話になっています。65歳以上、夏場なしの月1回の給食サービスを受けて、高齢者の命を守れるのでしょうか。虚弱な在宅高齢者を守る給食サービス事業に国も府も重点的に施策を講じているのに、泉南市は行政の責任として在宅高齢者を守る施策に全く取り組んでいないとは一体どういうことですか、お答えください。

大綱2点目は、大阪府の老人医療助成事業の問題です。

高齢者の病気の早期発見、早期治療を図り、健康を守るために欠かせない事業であり、全国に誇れる大阪で取り組まれている事業であるのに、府の行革大綱に基づいて事業の縮小あるいは廃止の方向で見直すことという動きがありますけれども、これは高齢者に新たな負担を強いる生活破壊につながるものであり、大変ひどい中身であります。今老人医療助成事業の存続を求める声が府下各地で日ごとに大きくなっています。府は来年度中に実施したいと言っていますが、市長ははっきり反対の意思を表明し、市民の暮らしを守る防波堤になるべきだと思いますが、市長の見解を聞かせてください。

大綱3点目は、学校図書館の運営についてです。

全国学校図書館協議会の調査では、全く本を読まない子が年々増加しており、1カ月に1冊も本を読まなかったという子は、小学生で8.1%、中学生は4.4%、高校生は40.5%という数字に示されています。文部省さえ最近の読書離れは子供の成長や教育の機会を失わせる要因だと指摘をしています。しかし、同時に問いかけられた質問では、本が好きと答えた子供は小学生では76.4%、中学生では69.1%、高校生は73.8%もいたというのに、なぜ本嫌いになっていくのかを真剣に受けとめて、教育に当たる人たちの助けも得て情操豊かな子供たちを育てるためにその対策を講

じねばならないと思います。子供たちにとって不幸な事件が起こっているときだからこそ、真剣に取り組むべきではないでしょうか。1993年から学校図書館整備5カ年計画を文部省は立てて、ことしは最終年度です。先日市教委から出していただいた資料を見ても、今日まで学校図書館の運営について真剣に取り組まれてきたとは思えません。今早急に学校図書館に新しい本を入れて、同時に専任の司書を配置するべきです。いかがでしょうか。

大綱4点目は、資源ごみのリサイクルとして取り組まれてきた牛乳パックの収集方法を改めて、収集ポストを各地域に設置してはどうかと思いますが、お答えください。

大綱5点目は、公園や道路の緑地帯の管理など、不十分で夏場の日照りで乾燥で樹木が枯れたり、雨が降ると雑草が繁殖して、その管理は大変な状況、苦情処理にてんやわんやの市の職員の皆さんたちに大変な御苦勞をかけています。このことは、既に管理をされている皆さんや市の理事者の皆さんも御承知のとおりであり、今後特別な対策が求められています。緑化協会の設立などの意思についてはあるのでしょうか。

大綱6点目は、議場の傍聴席から本会議の状況が見渡してできるように改修すること。さらに、本会議の様子をせめて玄関にあるテレビに放映できるように工夫をしてみてもどうでしょうか。市民に開かれた議会となるよう、理事者もその予算措置を早急にすべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上、6点にわたっての質問です。答弁をよろしくお願いいたします。

議長（林 治君） ただいまの松本議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 私の方から、老人医療費助成事業についてお答えを申し上げます。

今回の大阪府の老人医療助成制度の見直しに当たりましては、低所得者層に受診抑制にならないよう配慮し、激変緩和措置をするように衛生対策審議会に要望をしてきたところでございます。

平成9年8月28日に開催されました大阪府衛生対策審議会でも少子・高齢社会における老人医療費助成事業及び高齢者に係る保健・医療施策のあり方についてということについての答申がなされました。

御指摘の高齢者を対象とする医療助成制度につきましては、心配してお

りました廃止ということは避けられたところでございますが、ある一定の制限といいますか、所得制限等についての見直しを行うという内容になっているところでございます。

これにつきましては、去る9月17日に開催されました大阪府市長会定例会で大阪府の方から、現在では素案という形での説明がございました。府の説明によりますと、低所得世帯に属する高齢者を対象とする制度とするために、現行の所得制限を市町村民税非課税世帯と改める。改正後のカバー率が高齢者単独世帯の大部分、高齢者夫婦世帯の半数程度をカバーできるとの内容でございました。

しかしながら、まだ事務的にこの素案については各市町に行き渡っておられないということでございますので、大阪府の言うておりますような非課税世帯に改めた場合のカバー率について、その資料を入手次第、できるだけ早く泉南市においてのこのカバー率というものを出していきたいというふうに思っております。

また、市長会といたしましては、保健福祉部会というものがございませうけれども、この中でこの内容について今後検討していくと。そこへ付託をするということになっているところでございます。

御指摘ありましたように、今後急速に展開していきます高齢社会、特に75歳以上の後期高齢化率が非常にふえていくと。一方では、少子社会を反映いたしまして、15歳未満人口が平成7年の15%が平成37年には12.6%というふうに低下していくという逆転現象が起こってくるわけでございますので、長期的に見た高齢化対策というものについては、いろんな角度から焦点を当てて検討をしていく必要があるというふうに思っております。

現段階では、私どももほんごく最近説明だけを受けたということでございますので、今後これらの中身について十分吟味をしていきたいと。それによって私どもの対応を考えていきたいと、このように考えております。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 私の方からは、松本議員御質問の総合福祉センターに関する件を御答弁申し上げます。

まず、総合福祉センターのデイサービスの今後のあり方という御質問であったかと思っておりますけれども、この御質問に対してお答え申し上げます。

まず、7月1日の供用開始以来の利用状況でございますけれども、8月末までの2カ月間で高齢者の方々を中心に延べ約1万1,000人を超える御利用をいただいております。そして、利用者の増加に伴い、一部で待ち時間が出るようなこともあり、お互い譲り合って御利用いただくよう御理解をお願いしたり、あるいは待ち合い用のソファを用意するなどして、必要な対応を行っているところであります。

デイサービスにつきましては、老人デイサービス、身体障害者デイサービスを実施しておりますが、8月末現在、合わせて102名の方が登録されております。短期間に申請が集中し、また障害の重い方の比率が高いため、訪問面接や送迎、職員研修等の受け入れ体制の充実に努め、できるだけ速やかに御利用いただけるよう全力を傾注しているところでございます。

今後ともこういったところを十分注意しまして、改善するところは改善したいと、このように考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

それと、続きまして高齢者在宅老人への給食サービス事業について、市の考え方というんですか、それについて御答弁申し上げます。

給食サービスは、議員御承知のとおり調理が困難なひとり暮らしの高齢者等に対し、食事を定期的に提供することにより、健康の維持、疾病の予防を図るとともに、配食時に安否確認などを行う事業であります。現在、本市では月1回ではありますが、社会福祉協議会でひとり暮らし老人を対象として給食サービスを実施し、多くのお年寄りに利用していただいております。

また、本年7月よりデイサービス事業を実施し、デイサービスの一環として給食サービスを行っております。配食サービスにつきましても高齢者の方々のニーズを把握し、今後検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

議長（林 治君） 梶本教育指導部長。

教育指導部長（梶本邦光君） 私の方から、学校図書館の運営につきまして御答弁を申し上げます。

先行き不透明な変化の激しい時代の中、また情報化、国際化、高齢化、少子化、価値観の多様化等が一層進展していく中で、子供たちが置かれて

いる状況はいじめや不登校等に見られますように、まことに厳しいものが
ございます。子供たちがみずから課題を発見し、夢や理想や真理を追求で
きる、生きる喜びを感じ合える学校環境を整えることは、我々教育行政の
責務と感じておるところでございます。

学校図書館法第1条に、学校教育において欠くことのできない基礎的な
設備である。また、学習指導要領の総則には、学校図書館を計画的に利用
し、その機能の活用に努めることとありまして、学校図書館の重要性が示
されているところでございます。

そういった意味で、議員御指摘の図書館教育の充実は、子供たちが図書
を通じて良書に出会うことによりまして、夢や理想を追求し、感性を磨き、
心豊かな人間を育成していく上で大変重要であるというふうに認識いたし
ております。

また、子供の生活実態が視覚的、感覚的になりまして、議員御指摘のよ
うに活字離れが一層進んでいるという現実もございますので、子供たちが
なるべく良書に出会えるように、図書費の増額、また各学校におきまして
良書の紹介、あるいはレイアウト等、図書館教育担当教諭が中心になりま
して、そういった子供たちにとって魅力ある図書館づくりをしていきたい
というふうに思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、児童・生徒、子供たちの自発的、主体的な学
習を支援するために、先ほど申し上げましたように学校図書館担当の教諭
を中心といたしまして、子供たちにとって魅力ある学校図書館の充実に向
けて今後とも努力をしてまいりたいというふうに思っておりますので、よ
ろしく御理解のほどを申し上げたいと思います。

以上でございます。

議長（林 治君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 松本議員の御質問のうち、牛乳パックの収集
ポストの設置について御答弁申し上げます。

牛乳パックの回収につきましては、平成4年度から清掃庁舎での拠点回
収を初めとしまして、現在市内4公民館での出張回収を行っており、ごみ
減量化、資源化を推進しているところでございます。平成8年度の回収量
といたしましては約20万9,000枚、トータル6,700キログラムとな
ってございます。

議員御指摘の牛乳パック収集ポスト設置につきましては、近隣市町で設置していると聞いておりますが、その状況等を調査の上、今後検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 公園緑化協会の設立についてお答えを申し上げます。

現在、本市には都市計画公園、宅地開発によって設置された公園、ちびっこ広場等合わせて約80カ所の公園がございます。これらの公園につきましては、除草、剪定、消毒等を定期的に行い、季節により管理業務が集中する場合も十分考慮し、対応できるよう努力しているところであります。また、一部自治会等に管理をお願いしている公園等もあり、より一層維持管理に努めてまいりたいというふうに考えております。街路樹については、道路課で適時剪定等を行って、維持管理に努めているところでございます。

お尋ねの公園緑化協会の設立につきましては、泉南市行財政改革実施計画では公園緑化協会の設立については事業効果の視点から十分検討を加え、公共施設管理公社の設立の検討にあわせてその調整を行うとの方針のもと、今後の管理運営形態について関係部課と調整を図り、総合的に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（林 治君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） それでは、私の方から本会議場の傍聴席の改修と議会のテレビ放映についての御質問について御答弁申し上げます。

議会棟につきましては、昭和40年に建設を行い、平成5年に進入路のスロープ化、及びエレベーターの設置を行っております。機能的な活用に努めてきたところでございます。議員御指摘の傍聴席から議場が見渡せるよう、傍聴席の機能性の向上、並びにテレビ放映につきましては、今後議会事務局と協議、調整を行い、厳しい財政状況ではございますが、議会に対しての市民のニーズにこたえるべく努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（林 治君） 松本君。

6番（松本雪美君） それでは、議席より質問をさせていただきます。

デイサービスの方ですけれども、私が聞いてる限りでは、デイサービスの方は63名の利用者、障害者の方も30名の利用者と。それから、市が障害者のデイサービスもやられているということで、そういう方の利用者もあるということですけれども、あと何人ぐらいがデイサービスを受けられるのかと聞かしていただいたら、75名の定数やということで、お年寄りの、65歳以上の方はあと8人しか受けられない。それから、障害者の重度の方ですね。この方たちもあと4人ほどしか受けられないと。こういうことになっているそうですけれども、実際にはまだまだ泉南市の市内を掘り起こせばそういうサービスがされてることも知らない方もいると思うんですね。せっかく58億円もかけた施設ですから、市民の方たちにたくさん利用していただける生きた施設にせねばならないと思うんですけれども、そのような対応をどういうふうに今後実施されていくのか、ちょっとその点についてお答え願えますか。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） デイサービスの今後のあり方というんですか、現在総合福祉センターに通われている方につきましては、先生今おっしゃられたとおり、あと数名という形の数になろうかと、こういうふうに思います。ただ、このデイサービス事業につきましては、現在B型で事業をやっておるわけでございますけれども、このデイサービスにつきましては、将来的には泉南市全体を考えますと、現在総合福祉センターで1カ所という形になっておりますけれども、あとまた特別養護老人ホームとか建設されてまいります。そのときに当然そういった施設についてデイサービスが実施されると、このようになっておりますので、現在1カ所ですので、確かにそういった懸念はあろうかと思っておりますけれども、そういったほかの施設が建設されてきた場合には、またそちらの方でも対応が可能だということになってると思っておりますので、今後そういった方向でこのデイサービス事業については検討していきたいと、このように思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（林 治君） 松本君。

6番（松本雪美君） 他の施設ができてからとおっしゃいますけれど、実際

には今年度中に完成するというふうに聞いてるんですけど、そうすればそちらの方は大丈夫かどうか。それから、現在待機者として高齢者の方は16人、障害の方は1人ということで、実際にこの63人申し込まれている、登録されている中でもこれだけの待機者の方がいるというふうに聞いてるんですけど、そしたらこの人たちにはどういうふうに対応されるんでしょうか。今の時点で待機者があってはならないと思うんですね。75人という定数をうたっておられるわけですから、その点についてはその筒いっばいのところまでは何としても実施せねばならないでしょうし、そのために人手が少ない場合であるならば、人手もきちっとそれなりに予算化もせねばならないだろうと、こう思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 現在の待機者の問題ですけれども、これにつきましては、私聞いている限りでは、特に短期間に登録の申請が集中したというようなこと、あるいは先ほども申し上げましたが、障害の重い方の比率が高いとあって訪問面接やそういったところに時間が、開設当初そういったところに時間がかかったというように聞いております。そういった形でちょっとお待ち願ってるという状況が生じているというふうに聞いております。ですから、今後そういったことにつきまして、先ほども申し上げましたように、職員研修でありますとか、あるいは受け入れ体制ですね、その充実に努めてまいり、できるだけ速やかに対応したいと、このように考えております。

議長（林 治君） 松本君。

6番（松本雪美君） 今回の時点で待機者がいるということに問題があると、私はそう見ています。当然日程的に間に合わないという人たちもいるでしょうけれども、しかし待ちこがれていた施設ですから、一日も早く通所ができるような対策を講じてほしいと、こう思っていますので、そこはよろしくをお願いします。

それから、福祉機器の展示コーナーなんかには、絶対的に必要な、こういう重い症状の方に必ず必要だというものが全部そろっているようには見えないので、その点についても聞かしていただいたら、予算がないから買えないんですと、こういうふうな答弁がありましたので、私はやっぱりこれはまずいと思うんですね。さっきも言いましたけれども、大変なお金を

かけてつくった施設で、多くの方がこの施設へ、健康な人もそれから高齢者の人も体の不自由な方も含めて皆さんが交流できる場所で理解をできるような、どういう生活がその人たちにとって、ノーマライゼーションの立場に立って幸せに暮らしていけるかということ、やっぱりみんながそういう交流の場所で確認し合えるような、私は必要な場所だと思うんですね。これはやっぱりきちっとした予算化をして、必要な機器は展示できるようにしてほしいと。

それから、もう1つは、施設の利用の問題ですけれども、全般にわたって今開館したばかりですから、多くの方の意見を聞かねばならないと思うので、ぜひアンケート調査でもしていただきたいなど、こういうふうに思っていますので、これは要望にかえさせていただきます。福祉機器の方も意見にかえさせていただきますので、その点はよろしく願いをいたします。

それから、給食サービスですけれども、これは大阪府下で私も調査させていただいて、どの自治体も給食サービスには全面的に取り組んでこられたと。9年度には検討して、実施のための検討をしているという市もたくさんふえてきて、そういう対策を全く講じていないのは大阪府下31市中泉南市だけなんですよ、市の段階ではね。町の段階ではもう4カ所ですけれども、国も補助金をつけ、国の施策では週4回配食ができる、そのために予算化をしています。それから、府の施策では週3回ですね。日常生活支援のための施策を講じているのに、このどちらかでどの市も対策を講じて実施に入ろうと、入っているところ、それから入ろうとしているわけです。

それなのに、泉南市の状況を見れば、月1回で夏場は腐るから、危ないから、食中毒の問題もあるからといって夏場抜きで、わずか月1回で社協にゆだねて、ボランティアの方をお願いをしてサービスをしていただくと。これは市が責任を持った高齢者対策、在宅高齢者へのサービスの事業とは私はとりがたいと、こういうふうに思っているんですよ。府も泉南市のところにはそういうことは一切記入もしていません。私が調査した段階では、送ってきていただいた資料では、泉南市の取り組んでいる状況すら紹介されていないわけです。だから、本当に必要なこと、食べることというのは命を守ることなんですよ。しかも、虚弱の方なんかにとってはガスを使うことも危ない、物忘れも激しくなって火をつけたまま忘れてる。

そんな状況があって火事でも出したら大変なんですよ。だから、そういう給食サービスについて、現実に取り組んでいかれるということ、私はここで検討するじゃなくて、ほんとに取り組む姿勢を示していただきたいと、こう思うんですね。

国の制度で言いますと、1食650円として半額が国からの助成でお金が出ます、補助金で出ます。大阪府もまた4分の1出ます。市の負担は4分の1ですね。だから、この泉南市の社協で今出している給食の事業を320人分で実施をしたとして、泉南市が丸々そのサービスに努めたとして、わずかなお金で実施することができるんですね。150万ほどあったらできる事業なんです。320人に週4回給食をサービスしても、わずか150万でできるんですよ。いろんな方法ありますよ。その方法は、市が、あなたたちが考えていただければいいと思いますね。国の事業をそのまま受け入れてもこんだけでできるということですけど、それは答えてくださいますか。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 在宅給食サービス事業の件につきましてですけれども、現在社会福祉協議会の方をお願いしまして月1回、これは6月から9月までの夏場は外して、それで8カ月という形で実施しております。ただ、この月に1回の配食サービス、弁当ですけども、これにつきましても我々としましては在宅老人福祉対策の一環として開始したものと、このように考えております。

この在宅給食サービスにつきましては、在宅老人福祉対策の一環としてサービスを実施している団体が年々ふえてきていることにつきましては、我々も承知をいたしております。そして、現在月1回ではございますが、ひとり暮らしの老人に対して弁当をお配りしており、その配食の方法としては、運転ボランティアの方々、そして地域の民生委員の方々の協力のもとに実施しているわけでございます。

ただ、議員おっしゃいます国制度あるいは府制度ということになりますと、一人当たりに週に3回以上というような内容でございまして、それを考えますと、現在の例えばスタッフの問題でありますとか、あるいは配食体制の問題、あるいは運営費等いろんな問題がございまして。特に、現在月に1回ですので、それが週3回、1人に対してということになるわけでご

ざいます。また、現在無料で実施しているものが、国あるいは府の制度によりますと実費負担といった問題もまいてまいます。ですから、こういった問題も含めながら、もう少しこの給食サービス実施については時間をいただきたいと、こういうように考えておりますので、よろしくお願ひします。

議長（林 治君） 松本君。

6番（松本雪美君） 大阪府下で実施のために検討を1回もしていなかった市は、泉南だけだと。私はこれにショックを受けました。これだけ大きなお金をかけて高齢者福祉に対して、障害者の皆さんの暮らしを守るためということで、ああいう総合福祉センターも建設されてきたのにもかかわらず、そういう在宅老人の施策が全く欠落をしていたと。

あなたたちがつくったゴールドプランの中には、給食サービスについてはところどころですけれども、現在やってる様子とか、今後の対応とかいうことも書いてあるんですよ。それに生きるための施策について、こういう虚弱の方たちが生きていくための施策について、病院に行ってもお金がかかるわけですよ。だから、入院もさせてくれない虚弱の方、そういう方たちが家で生活するためには生きる道は何ですか。ヘルパーさんの手助けと食べることですよ。これができないような在宅福祉であるんなら、泉南市は一体何してきたんですか。これは、やっぱり絶対必要な施策ですよ。府の制度、国の制度もちゃんと補助金をつけてやりなさいということでみんな取り組んできてるんですよ。検討されるということですから、当然早く答えを出していただけると私は期待をしておきます。

いろんな方法もありますし、自己負担についても自分一人で生活してても食べることについてはお金が要るわけですから、一定額は仕方ないだろうと、皆さんも了解はするだろうと私は思います。

それから、ボランティアの方たちの協力をいただくとか、そういうことであつたとしても、方法はいろんな方法があると思いますから、市が責任を持ってやるべきですよ。こんなもんボランティアの人たちに、社協の人たちに任し切りで、全部おんぶにだっこでやれるものではありませんよ。もう一度答えてください。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 在宅給食サービスの事業につ

きましては、我々としましても先ほど申し上げましたように、ほかの団体で実施されてきてるところが増加してまいっております。そして、これが1つの在宅老人福祉対策の一環という形で、現在この事業については考えられるところでございまして、我々としましてもその必要性につきましては、歓迎しているところでございます。

ただ、先ほど数点問題点も申し上げましたが、その辺も検討しながら、このサービス事業について検討していきたいと、こういうように思っております。ただ、社会福祉協議会におんぶにだっここという、そういった考えは我々としましても持っておりません。ただ、現在月1回社会福祉協議会の方で無料配食サービスをされておりますので、社会福祉協議会ともその辺の問題点なりは検討しながら、あるいは協議というんですか、しながらこの問題については考えていきたいと、このように思っております。

議長（林 治君） 松本君。

6番（松本雪美君） 市長の見解を述べていただけますか。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 在宅福祉の大きな柱の1つの給食事業というのは、十分認識をいたしております。福祉にとりましても非常に幅の広い内容がございますので、それぞれ各市町、例えば丸く円を書いたチャートを書きますと、いろんな特徴的なものがそれぞれの市町によって違うと思います。御指摘ありました給食事業については、泉南市の場合はおくれているということも事実でございますから、これらについては先ほど部長が答弁しましたように、我々も今後真剣に取り組んでいく必要があるというふうに考えておりますから、これは福祉事業全体の中で今後どうあるべきかというところも含めて検討をしているところでございます。

議長（林 治君） 松本君。

6番（松本雪美君） 市長、生きること、食べなかったら生きていけませんよ。本当に気の毒ですよ。病院から退院してきて、歩けない、もう家の中だけで、お家を出ても隣の家へ行くぐらいが精いっぱいの方が、ライフもなくなって買物もできない状況なんですよ。そういう人が生きていこうと思ったらどうしたらいいんですか。1つの弁当を弁当屋さんに頼んでも持ってきてくれないんですよ。もう切実に訴えてました。そういうのがあることをわかりながら、あなたは全体の中で考えていくと、こういうふうに

おっしゃいましたけど、それでは在宅の高齢者で虚弱の方を守ることはできませんよ。今すぐやらなあかんことですよ。生きるための基礎ですよ。在宅高齢者の皆さんにとって必要な施策の基本的な、基礎的な部分なんですよ。答えてください。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） ですから、先ほど言いましたように、泉南市としていろんな福祉施策がございまして、遅れてる部分だということを申し上げてるわけがございまして、今我々の方もどういう形がいいのかというのを検討いたしておりますから、近いうちにできるだけ取りまとめをしたいと、このように思っております。

議長（林 治君） 松本君。

6番（松本雪美君） ことし中に、今年度にはちゃんと結論出して、来年はきちっと計画案を提案できるんですか。来年の予算のときにはきちっと計画をつくったものを私たちに示していただけるんですか。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） そういう約束は、この場でやるというのは、いかがかというふうに思います。我々の方で検討いたします。

議長（林 治君） 松本君。

6番（松本雪美君） 大変な状況を今紹介しましたでしょう。市長はそういう高齢者の、在宅で困っている方たちに対して、あなたの、市長としてのそういう人たちを守らんといかんという立場で、私は発言をしてほしいんですよ。一方で、大変な高額なお金をかけて、58億円もかけて立派な福祉センターつくったんでしょう。そして、どんどんお金を投資して、農業公園ですら、砂川の駅前の再開発の問題ですら、市民の里の計画ですら、何億円もかけて全然前に進まない事業だってあるんでしょう。たった、これ市負担で、もう百数十万かけたらできることがなぜできないんですか。そういうことでしょう。答えてください。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 市の事業というのは、福祉事業もございまして、都市基盤整備もありまして、いろんな——教育もありますから、すべての分野で我々の方は施策を考えなければいけないわけですね。もちろんゴールドプランを策定いたしまして、福祉事業というのは、現在もそうですが、今

後の大きな柱だというのは十分認識しておりますし、今までそういう非常にレベルが低かったものが、総福という1つの核ができて大幅に上げることができたというふうに思っておるわけですね。

ですから、その中で御指摘ありましたような事業については、おくれる部分もあろうかというふうに思います。それはそれで、これから我々の方でそのおくれる部分を補完をしていかなければいけないわけですから、それは考えますよと、こういうふうに言うてるわけなんですけど、一般質問の中でそういう予算的なことを約束するかどうか、しないとか、そういうことを求められても、それはやはり一般質問とはちょっとなじまない。やっぱり方針とか施策とか、そういうことをございますから、そういう約束はこの場ではできません。

議長（林 治君） 松本君。

6番（松本雪美君） 予算的なこととおっしゃいますけど、方針や施策を発表すると、ここで答弁をするということは、予算がついて回る話でしょう。予算を幾ら組みなさいと言うてるんじゃないでしょう。実施するために検討するという答えをすればいいんですよ。そういうことですよ、私が言うてるのは。300万つけなさいとか、1億円つけなさいとか、そんなことを言うてるんじゃないですよ。

先日香焼町へ私たち視察させていただきましたけども、毎日、週に5日間給食サービスを受けて喜んでいらっしゃる人の声やとかそんな人も聞かせて——いろんなニュースなんかにも書いてましたけど、サービスしておられる、料理をつくっておられる方たちと一緒に話もさしてもうたり、写真を撮らせていただいたりもしました。小さな町ですら、わずか何千人の町ですわ。こんなところでできてるんですよ。木で鼻をくくったような答弁されて、市長、悲しいですわ、私。どうですか。もう一度教えてください。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） ですから、現在非常に遅れてる在宅給食の部分については、我々の方でも検討をいたしているわけですから、その点は先ほどから答弁申し上げてるとおりでございます。

議長（林 治君） 松本君。

6番（松本雪美君） 私たちは検討してるというて、私大阪府で資料を取り

寄せたら、全く何もないんですよ。ほかの市は実施検討中とちゃんと書いてありますねん、4市。泉南市は何も書いてないんですよ。実施検討中やったら、ここに書いてくれるわけですよ。市長の余りにも冷たいお言葉に私も唾然としましたけれど、今後この事業はもう絶対にやらねばならないこととして、この場で確認さしといていただきます。

それから、学校図書館の問題ですけれども、資料を出していただいたんですけれども、今国が5カ年計画で地方交付税で図書費を各地方自治体に出してるということですが、それを投入されて5年目ですね。もう最終年度に来てるんですけど、これで本を買っただけでは到底足りないということは、もう私はわかっております。

しかし、例えば雄信小学校なんかでは本がたくさん入っている小学校で、それから授業における利用も随分やっておられて、それから毎月毎月の貸し出しの冊数も、雄信小学校では月に1,000冊出てるということですね。昼休みやその他の時間でも開放してるということです。司書の先生はいらっしゃらないんですけど、本の冊数が断トツで1万3,557冊、一番少ないところは鳴二小学校でわずか1,152冊ですわ。

こんだけの差があるということで、新しい本が入っていれば、子供たちも先生たちの取り組みで本を利用することも多いということで、これはとてもいい傾向だと思うんですが、ほかの学校ではそういうことはなかなかそういうふうにはなっていないということが事実として資料で上げていただきました。

私はここで提案したいんですけれども、古い本の積み上げの冊数では、これは困ります。新しい本をどんどん入れて、子供たちの要求にこたえられるようにすること。おとといは教育長も心を育てることが子供たちを育てる成長の過程においても基本だと、育てる基本だと、このように強くおっしゃってましたから、心を育てるという点で学校での読書指導というのは、大変重い位置づけで私は取り組んでいただきたいと思いますね。

そこでお聞きしたいんですけれども、専任の司書の方が、全然どの学校にもいないということですが、岡山市では1989年にはもう全部の小・中学校に司書を配置してるんですよ、116校。岡山県かな、やってるんですよ。それで豊中なんか1993年にはとりあえずは3校だけ専

任の司書を配置して、そして取り組んできた。こういう中で、本当に毎日学校図書館が開設されて、本当に楽しいとか本を借る人がふえたとか、それから先生たちもいろいろ資料として利用させていただけることができるようになったと言って、大変喜んでおられるということがあらわに出てきてますよね。

この泉南市でそういう司書の配置について、当然先生たちの中には司書の資格を持った先生たちもいらっしゃると思うんですけど、先生たちは毎日の仕事で忙しくて、図書館のサービスまでできるような状況になかなかない。専任の司書を配置することで、本当に読書の喜びを子供たちに伝えていく。自分たちでいろいろ資料を探して、そして自分たちで楽しい本を読んで、そういう子供たちが自覚的に物を考え、そして判断できる、そういう能力をつけるための、私はこれは大切な事業だと思うんですね。

この点について、なかなか人件費も——お金かかることですから大変でしょうけれども、特別なことを考えて、1校でも試験的に専任司書を配置するというふうなことも取り組んでいべきではないかなと思うんですよ。この近くでは熊取の小学校や岬の中学校などで専任の司書をつけて、嘱託の先生らしいですけども、取り組んでおられるところも出てきております。

そういうところ辺も交流しながら、これは多分全国の教育長の先生方の集まりやとか、それから国語の先生たちの集まりなんかでもこの読書教育ということについて重点を置かれて、学校図書館をどうしていこうかという論議が何遍も重ねてあったはずですよ、今までに。その点取り組んでほしいと思うんですけど、見解をお聞かせください。

議長（林 治君） 赤井教育長。

教育長（赤井 悟君） 図書館司書の配置ということでお話がございましたので。

確かに学校図書館法ができましたのは、昭和28年の8月であったと思います。その第5条で、学校図書館の専門的な職務につかせるために司書教諭を置かなければならないという義務規定があるんですけども、同法の附則第2項に、当分の間第5条の規定にかかわらず司書教諭を置かないことができるということで、御指摘のように確かに全国的に司書教諭の配

置というのは非常に悪うございまして、ことしの6月でございますか、図書館法の改正がございました。そこでことしの6月の11日でございます。図書離れということから、先ほど御指摘ございましたように、非常に憂うべき状況にあるという中で、法改正がございました。それによりますと、12学級以上の学校については、平成15年までに配置をしなければならないというふうに改正をされました。

私は、確かに今先生が御指摘ありましたように、学校図書の中で学校図書館の指導について、学校の指導が十分であったというふうには思えないということについては否定はできないと思いますし、ただその中で確かに司書教諭が果たさなければならない役割というのは、指導的なあるいは奉仕的な業務もありますし、また管理的な職務もあります。現在のところは、司書教諭として配置は特にしておりませんが、そういった法改正の意味も含めまして今後の司書教諭のあり方として、まず求めなければならないのは、私は4点ほど考えておるんですが、まず司書教諭の有資格者の養成、それから確保に努めてまいりたい。これにつきましては、文部省の方も年々大学における司書教諭の資格の取得制度を改めてきておりまして、今回非常に多くなっております。（松本雪美君「もう先生、簡単で結構です」と呼ぶ）そういったことをしていきたいと思います。

2番目には、11学級以下の学校では当分まだ置かなくてもいいというふうな項目もございしますが、今までの経験を踏まえまして、そういった学校にも有資格者の養成をしていきたい。

3番目には、やはり公務文書上の配慮とか、あるいはまた授業時数の減免とか、いろんなそういう教職員の協力体制というのが必要だと思いますので、そういったところも指導していきたい。

最後に、4点目としましては、市立の図書館ですね。我々持っています市立の図書館の方との連携をもっと深めていきたいというのが、私の現在考えているところでございます。

以上でございます。

議長（林 治君） 松本君。

6番（松本雪美君） 熊取でも岬でもそういう試験的に取り組まれていることを勉強してください。どの程度子供たちが喜んでおられるかも確認していただいて、一度これからの課題として、急にはいきませんよね、取り組

んでください。

それから最後に、市長にもう1回聞きたいんですけど、老人医療助成事業の問題についてですけども、市長が市長会なんかでこういうふうなことを説明を受けたとかいうことしか今お答えいただけてないんですけど、あなたの見解を聞かせてください。あなたはどう思ってるんですか、この問題については。あなたの姿勢ですよ。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私は、今回の見直しで廃止されなかった、いわゆる存続されたということを大きく評価をいたしております。問題は、所得制限ですね。これを下げるといふ大阪府の方針でございますが、（松本雪美君「何人切り捨てられるんですか」と呼ぶ）それはどの程度カバーできるのかというのは、先ほど私答弁しましたように、大阪府では一人世帯の大部分をカバーできるというふうにはおっしゃってますが、泉南市の場合、どの程度カバーできるのかというのは、まだそこまで資料が届いておりませんので、それを見た上で判断をしたいと、このように申し上げたわけでございます。ですから、存続したことは非常に評価をいたしているところでございます。

議長（林 治君） 松本君。

6番（松本雪美君） 存続をどの程度できるかと、そういうふうにおっしゃいますけれど、実際には泉南市で今まで受けておられた方は2,287人ですよ。それで衛対審で発表されたら、中身は8割以上切り捨てられると、こういうふうに聞きましたよ。新聞の記事にもありました。

そうすると、泉南市で受けられる人はわずか459人ですわ。受けてる人の8割が切り捨てられるんですよ。それであなたはどの程度カバーできるかとおっしゃるんですけどしたら、どんなカバーするんですか。そのカバーの中身について教えてください。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今度は、前と若干世帯とかの所得制限ですけども、違っておりますので、単独世帯の場合は個人の場合は204万円、それから年金で266万円が天だと。したがって、給与プラス年金で344万円までが対象になるということですね。それから、夫婦世帯の場合は、もちろん両方がもしお働きになっておられるとすれば、先ほど言いました額の

最大ですけれども倍までですね。204万円から688万円までがその対象になるということでございますし、子と同居の場合というふうに、それぞれに分かれた数値が示されておりますので、これによって泉南市の場合どのようになるかというのは、一概にパッと見て判読できませんから、少し時間をかけて十分その辺の世帯別の調査をして、カバーできるかということを見ないといけないと、こういうことを申し上げたわけでございます。新聞報道なんかでは非常に厳しい数字が出ておりますけれども、大阪府の言っておりますのと違いますから、それが本当に大阪府のように単独世帯の大部分がカバーでき、しかも高齢者夫婦世帯の半数程度がカバーできるかどうかということを検証したいと、こういうことでございます。

議長（林 治君） 以上で松本議員の質問を終結いたします。

次に、19番 角谷英男君の質問を許可いたします。角谷君。

19番（角谷英男君） おはようございます。新進クラブの角谷でございます。平成9年度第3回定例会における一般質問を行います。

私は、今回6点の質問を提出いたしております。まず、まちづくりであります。まちづくりについては、前からずっと言い続けております。質問をする以上、ずっとまちづくりについてはお聞きをし、提案をしていきたい、そのように思っております。

まず、まちづくりについての第1点。市営住宅払い下げ及び建てかえ問題についてであります。

私は、今回この問題について初めて質問をいたします。この質問をするについて、3住宅の方のご意見もお聞かせ願いました。同時に、建築課の原課における説明もお聞きいたしました。その中で、わからないところがたくさん出てまいりました。何がわからないか。それは1つは、この問題は政治の中でいわば住民が狭間の中に立たされて右往左往してきた。いわば政治の犠牲者じゃないかなと、そのような思いがいたしました。現在、現況、同時にまたこれからのこの住宅問題についての市長の見解をお答え願いたいと思います。

そして、りんくうタウンについてであります。

市長は、先日の首長サミットにおいて観光開発をやっていきたいということをお述べになられておられます。具体的にお示しを願いたいと思います。現在のりんくうタウンは、御案内のとおり企業誘致もままならず、い

わばペンペン草が生え、泉南市が思いを抱いた土地とはほど遠い状態にあります。当然税収にも大きく影響いたしております。このまま放置しておいていいのか。企業誘致だけを考えていいのか。そのことが今問われておるのではないかなというふうに思います。見解をお述べ願いたいと思います。

続いて、駅前再開発事業であります。

現在の砂川駅前再開発についての現況、及びこれからの見通しについてお考えをお示し願いたいと思います。また、新家駅前であります。新家駅前については、確かにロータリーが新たにつくられました。確かにきれいにもなりました。便利にもなったことは事実であります。しかし、1つだけ変わってないのがある。それは交通混雑であります。交通混雑イコール事故ということにつながります。

そこで、前回の議会において一般質問の中で、ここに信号をつけてはどうかと。信号をつけることによって確かに渋滞が多くなるかもわからない。しかし、命、けがにはかえられない。このことを質問いたしました。その後どのように検討されておるのか、お述べ願いたいと思います。

道路行政についてであります。

道路行政は、当然この泉南市における大動脈、血管をつくることによって町が発展する大変重要な施策の1つであります。私は、その中で具体的に1つの問題を取り上げてお答え願いたいと思います。それは請願道路の問題であります。かつて長慶寺の下からハッピータウンという団地がありますが、そこに民間の方が、地権者がみずから無料で土地を提供し、そして道路を泉南市に移管していきたい、そのような請願がありました。この目的は何かと言いますと、1つは長慶寺市場岡田線の開通がまだまだ先であるという前提に立っての話であります。現在、13号線から、生コンから長慶寺、尋春橋を越えてりんくうタウンに抜けていく、これが大変な細い道であり、大変な量が今現在通っておるんです。いわゆる東西線が少ないということなんです。今、この道を通ってみますと、必ずや事故が起きるであろう、そのような想定ができます。事故が起きてからでは遅いんです。人命を失ったり、けがをしてからでは遅いんです。その意味でも民間の方が、地権者が、農家の方がみずから土地を出し、そして道路をつくってくださいというのはすばらしい話であろうと思いますが、なぜかとまっ

たままであり、しかも認定された道路であります。その後どのようなお考えを示されているのか、お聞かせ願いたいと思います。

続いて、大綱第2点、空港問題であります。

土取り問題についてお伺いをいたします。

この土取り問題は、ずっとこの方一般質問で言い続けてまいりました。現況はどうなっておるのか、お聞かせ願いたいと思います。具体的に言うなら、空港対策室においてプロジェクトチームがつくられておると聞いております。どのようなことをされておるのか、お聞かせ願いたいと思います。

同時に、この土取りの問題が果たしてこのままスムーズにとられるのかどうか。非常に最近疑問に思えてまいりました。なぜなら、この空港問題に絡み土取り問題は、新聞紙上でも一時賑わいしたことは事実であります。事件の絡みがあると言われたことも事実であります。そんな中で、大阪府がこのままスムーズにやるのか。やるのであるなら、いつやるのか。来年9月には公有水面埋立同意があります。それに合わさなければいけない。それでやるなら今より具体的にいろんな案があるであろうと思いますが、いかがでしょうか。

仮に、取られるとするなら、当然搬出路の問題、積み出し港の問題、いろんな問題がありますが、それも検討されておると思います。それと万が一、知事と市長が公の文書で取るという約束を交わしておられます。もしこれが取られなかった場合、市長はどのように考えられますか。仮にも知事と市長の約束であります。当然泉南市が要望の中の大きな1点であります。その目的があるからこそ強い要望をし、約束をしたんであると思います。それがなくなるということは、またもや大阪府に騙されたということになります。いかがなものでありましようか。

病院問題であります。

病院問題につきましても、これもずっと言い続けてまいりました。済生会泉南病院、平成12年に着工ということですが、現況はどうなっておるか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、最後に述べます広域行政と同じことですが、あわせて質問しておきたいと思います。

前回の一般質問において、阪南市と組合立の病院をつくってどうかとい

う提案をいたしました。市長の会議においてこのようなレベルの話があったかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、入札問題であります。

入札問題、今回もまた新聞で取りざたされ、いろんな問題が提起されました。毎度毎度同じことが繰り返されてるようには思われますが、泉南市としてはこの入札問題について新たな考えがあるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

続きまして、行政改革であります。現況をお示し願いたいと思います。具体的に1つ質問をいたします。一般市民から見ますと、この行政というのが参与、参事、なかなかわからない役職がたくさんあります。今民間ではリストラが叫ばれ、大変な企業内行政改革を一生懸命やられております。そうでなければ生き残れないんです。そんな中で、この行政も市民にわかりにくいようないわゆる役職、そういうものを泉南市みずからこの際一気に撤廃をし、市民にわかりやすいような組織、システム、そういうものをつくってはどうかというふうな思いをいたしますが、いかがなものでありましょうか。

以上、大綱6点にわたって質問をいたしました。限られた時間です。私も一生懸命お聞きをし、そしてわからないところは自席から再質問を行いたいと思います。よろしく願いをいたします。

ありがとうございました。

議長（林 治君） ただいまの角谷議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 市営住宅の経過については、担当より御説明申し上げます。現在は、入居者の方々と話し合いを続行中ということでございます。できるだけ早く円満に解決できるようにしていきたいと、このように思っております。

それから、りんくうタウンの、この間のシンポジウムに関連しての観光についてということでしたが、空域のシンポジウムは平成6年7月26日に岸和田以南5市3町がやっております。このときは御指摘ありましたような文化施設あるいは医療施設の垣根を低くする、あるいはなくしていこうという合意をいたしまして、その後御承知のように他の市立市民病院についてのベッド差額については、私からも願いをいたしまして、

なくなっております。10月に開院いたします泉佐野市民病院もこれを撤廃していただくと、こういうことになっております。

それから、9年の8月22日に、今度は堺以南のいわゆる泉州と言われる9市4町の首長が一堂に会しましてシンポジウムを行っております。このときはあらかじめ大きなテーマを決めておったわけなんです、それが観光ということでございました。したがって、その範囲内で主に議論をしたということでございます。その中で私が提案したのは、泉州は1つという考え方のもとに、現在広域行政圏としては堺から忠岡までの泉北ブロック、それから岸和田から岬までの泉南ブロック、2つの両協議会がございしますが、これについて今後お互いに連携を深めて相互に全体の問題として取り組んでいったらどうかという御提案を申し上げたところでございます。

御指摘の観光ということにつきましては、泉南市も特にりんくうタウンではサザンビーチを中心に通年利用できるような方向を考えていきたいというのが1点と、それから丘陵、山間部におきましては、現在農業公園の建設を行っておりますが、そういう緑あるいは山、自然というものをテーマにした観光資源の開発を行っていきたいと思っております。また、金熊寺につきましては、既に現在地元で組合をつくられまして、梅林の復活あるいは開墾を公募されまして、非常に遠い大阪市内からもたくさん休みに来て開墾をされております。したがって、市と組合と協議をしながら、これの復活に向けて取り組んでいきたいと思っております。

それから、昨年10月に国定公園に指定されました堀河ダム周辺を含めた地域につきましては、現在大阪府の方でエコカレッジという環境、自然を活用した学習体験等ができるような内容ということで協議をいたしております。現在、地元の御協力を得るために説明会等もいたしているところでございます。ここにつきましては、残った田畑等を活用した自然体験の農園あるいは林業、こういうものを行うと。それは少し滞在をして、宿泊施設もつくっていただいて滞在をして行うということを考えておられて、これもどちらかといえば市内はもちろんでございますが、市街特に都市の方々に御利用いただけるようなことを行っていきたいということをお願いしております。いずれにいたしましても、この間のシンポジウムの視点は観光中心ということでございましたから、そういう発言をさせていただ

たところでございます。

それから、土取り問題の細かい点は、空対室から答弁するといたしまして、知事と交わした文書についての履行性という問題については、当然知事と私と文書交換をいたしておりますので、それは守らせるということでございます。

それから、病院問題について、現況はまた原課で答えるといたしまして、前回もお話がありましたような、例えば阪南市立病院と泉南市と一緒にあって、近いところで共同でやってはどうかというお話でございますが、阪南市長とは事あるごとにいろんな問題について話をいたしております。病院の問題についても話をいたしておりますが、阪南市立病院は現在非常に老朽化してるというふうに思いますが、阪南市の事情によって今すぐ建てかえ、更新ということは非常に難しいという話を聞いております。また、もし建てかえる場合、適地としてどの辺を考えているのかということもお聞きをいたしましたけれども、そのときには現時点での話ではあるがということでございますが、スカイタウンのあたりを考えているということでもございました。

そういうことであれば、なかなか一緒にというわけにもまいらないかというふうに思っております。私は、共同でやるということについては、否定はいたしておりません。できればやはりこれからの病院経営というのは非常に厳しいわけですから、広域的にやるのがいいというふうに思っております。ただその場合、やはり多くの市民の皆様方、議会も含めての御理解を得るためには、泉南市にはこだわりませんが、泉南、阪南と相互に利用しやすいような場所というのが1つの前提になるというふうに考えておりますので、これは阪南も今すぐ市立病院を建てかえるというのはなかなか難しいということもございますから、事あることに御相談もしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 角谷議員の御質問のうち、私の方からまちづくりについて、住宅並びに駅前との関係と道路行政につきまして御答弁をさせていただきます。

市営住宅の建てかえ計画と払い下げの問題につきましては、これまで本議会におきまして議員初め多数の議員の方々より御質問や御意見を賜り、

種々協議をいただくとともに、心配をおかけしているところでございます。この問題は、過去の経緯もありまして、非常に難しい問題の1つとして認識をし、これまで苦渋の判断も含め今日に至ってまいりました。

すなわち経過を申し上げますと、昭和45年からの浅羽市長の時代に13団地のうち10団地について払い下げを実施しているということでございます。稲留市長時代には残った3団地についても払い下げをしていくという気持ちという発言もございました。稲留市長時代までは払い下げという形で進んでいたというふうに我々認識をいたしておりますが、61年の8月の平島市長時代からは、払い下げは難しいということの答弁、または進めていないという発言等もございまして、その後平成4年に建設省通達によります公共賃貸住宅建てかえ10カ年戦略の推進の中で、我々としては建てかえについてのマスタープランの策定の作業を進めたわけでございます。

前々市長時代には木造3団地については払い下げという方向が示されて、平島市長時代には払い下げはせず建てかえという方向で今日までまいっております。平島市政から住宅問題、3団地の払い下げにつきましては、政策としては建てかえという方向に向けられたわけでございます。入居者の、特に払い下げを希望される方々から見れば、期待から大きく180度転換したような事態となったわけでございますが、そのときの市の判断としては、6万市民への住宅に困窮する方々への良質で低家賃の住宅の供給という考え方とストックの増大ということから市の政策というふうに考えておるわけでございますし、現在もその考え方のもとに住宅政策として取り組んでおるところでございます。つきましては、木造3団地の入居者の方々からも、今まで2年ほど話し合いをさしていただきまして、意見も十分聞かしていただいておりますが、前々日までの質問者にもお答えをしておりますように、何か解決のできる糸口を早く見つけるように我々としても精力的に努力をし、また今後とも話し合いを進めた中で解決に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。

次に、駅前関係でございますけれども、和泉砂川駅につきましては、再開発予定区域3.3ヘクタールの区域全体を一度に事業化するのではなく、区域全体を分割して段階的に整備していく方法で事業化を目指し、その方法について、具体的に検討するという方針が5月末に準備組合の総会で確認

をされております。その方針に基づきまして、現在検討作業を続けておりまして、作業がまとまった段階でたたき台となりますケーススタディーをもとに準備組合とともに今後の方向性について協議を行っていく予定といたしております。

それと、新家駅前につきましては、駅前交通広場が一部植栽等は残っておりますけれども、完成をいたしております。今回の交通広場の完成によりまして、駅前における交通動線の整理や歩行者の安全確保に対しては一定の成果が上げられるものというふうに考えております。

なお、御指摘の駅前踏切前の交差点におきます信号設置ということでございますけれども、泉南署等とも協議を行っておりますけれども、交差点や道路の形態等の変更等の問題もありまして、踏切、また踏切との連動さしての信号機能という問題もありまして、現段階では難しい問題ではないかというふうな方向でございます。つきましては、今後もこの問題につきましては、警察と協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

それと、新家駅前の交通混雑解消につきましては、角谷議員からも信号設置の提案をいただいたわけでございますけれども、我々はそれとあわせてまして道路の新設でバイパス化ということで現在取り組んでおります。市場岡田線並びに砂川榎井線の延伸等につきましても、我々としては精力的に努力をしてまいりたいというふうに考えております。

それと、道路行政でございますけれども、議員御指摘の当該路線につきましては、平成7年の2月9日付で市道市場長慶寺海宮宮池線として道路法によりまして認定告示がなされております。当該道路の事業化の問題につきましては、地元区の関係権利者等との調整がまだ整理されている状況に至っていないことによりまして、現在保留のような状態となっておりましてございまして。

つきましては、現在のところ、この路線につきましての事業着手の時期につきましては、まだ今のところ決まっておらないということで、あわせて御報告を申し上げておきます。

以上でございます。

議長（林 治君） 樋口市長公室参与。

市長公室参与（樋口順康君） まちづくりについてのお尋ねのうち、りんくうタウンに対する取り組みについてお答えいたします。

りんくうタウンにつきましては、道路、下水道、公園などの基盤施設が順次整備されているところでございます。しかしながら、工場用地の分譲がおもわしくないため、用途変更などのさまざまな意見もございます。本市にとりましてもりんくうタウンは樽井駅や海岸に隣接しておりまして、地理的にも景観的にもすぐれた場所でございますので、活性化することは重要な課題であると認識しているところでございます。本市といたしましても当初の埋め立ての理念を尊重した上で幅広い検討が行われますよう大阪府と協議してまいりたいと存じます。

次に、土取り問題でございますが、関空2期埋立工事に係る土砂採取でございますが、本市域からの土砂採取につきましては、搬出度量のピーク時等に対応するため、近郊緑地保全区域と法規制による一定の制約の範囲内において供給することとなっております。現在のところ、本市の山間部におけるプロジェクトの事業計画とも整合を図り、跡地利用についても有効活用できますよう、候補地の絞り込みや度量搬出方法等についてプロジェクトチームを設置し、検討いたしているところでございます。

具体の検討でございますけれども、検討体制といたしましては、私を含めまして関係課長10名で構成しております。内容でございますけれども、採取できる場所、可能量、搬出方法、跡地利用、採算面、法規制としてどのようなものがあるのか、そして最終的に泉南市としてのメリット、デメリットはどうか。数カ所候補地に検討しているのが実情でございます。

あと、関空2期の搬出時期に間に合うのかという話なんです、土砂の搬出時期につきましては、2000年以降からとお聞きしているところでございまして、それからピーク時があるということで、若干時期はあるわけですが、準備等もございますので、検討結果の結論が固まりましたら、早期に大阪府と折衝してまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（林 治君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） 私の方から、入札問題についての中の新たな入札の考え方ということについて御答弁申し上げます。

大変難しく、重大な問題であると認識をいたしておるところでございます。競争入札におきましては、入札参加業者間での談合行為は、競争入札制度の根幹を失わしめることでもあります。その対応策には、国・地方公

共同体とも苦慮しているところでございます。御承知のとおり法的防止策といたしましては、刑法並びに独占禁止法で規定が定められておりますが、談合行為を行った者を罰する規定はございません。抜本的に解決すべき方法は見出せないのが現実であろうと考えておるところでございますが、本市といたしましても、今よりなおベターな手法がないかどうかを検討しているところでございます。

その検討の内容でございますが、今後の入札制度の検討課題として考えておりますのが、1つといたしましては新入札方式の検討、2といたしまして工事完成保証人、金銭保証人制度の廃止を前提とした新しい履行制度の導入の検討、3といたしまして入札参加資格に係る審査の内容の検討、4といたしまして指名停止要項運用指針の見直し等の検討等がございますが、実施に向け鋭意努力しているところでございますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 私の方から、済生会泉南病院について御答弁申し上げます。

済生会泉南病院の現況についてでございますが、昨年8月に大阪府福祉部より泉南医療施設整備構想の素案の提示がございました。そして、この素案の整備基本理念に基づき、泉南医療施設整備関係者会議並びに同作業部会において検討を行い、平成9年6月に大阪府より整備基本構想が示され、現在この構想のもとに検討を行っているところでございます。

今後、済生会泉南病院が高齢者社会に向かって地域住民が安心して暮らせる健康・福祉社会の形成を目指した福祉・医療・保健の地域ケアシステムの中核的医療施設として早期に整備、充実できるよう要望してまいりたいと考えております。

また、地域医療機関との連携等による新しい医療ネットワークの構想も図れるよう、関係者とも協議を重ねてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（林 治君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 行財政改革の取り組み状況とスタッフ職の問題についてお答えいたします。

行財政改革大綱の策定に当たりまして、実施期間を平成9年度から3カ

年を基本といたしまして、毎年度実施計画を定め、その進捗を図るものでございます。平成9年度におきましては、実施する項目といたしまして63項目を定めております。その中で各種検診の無料化や商工課の新設など、既に実施また一定の方向づけができたものが33項で約5割程度になってございます。

次に、スタッフ職の配置についてでございますが、団塊の世代を抱え、職員の士気にも影響しかねない問題点も含んでいますが、本来重点的、緊急的な特命課題に対応するために最小限に限りまして配置すべきであると考えております。また、配置に当たりましては、組織の中で十分仕事ができる体制になっているのか。権限も責任もない中途半端なポストになっていないのか。ラインの中で回数がふえ、かえって仕事の停滞を生んでいないのかなど、慎重に見きわめた上で配置していく必要があると考えております。

議長（林 治君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） 今、私の方からの答弁の中で、談合行為を行ったものを罰する規定がございませんというような答弁をいたしました。間違いでございますので、法的防止策といたしまして刑法並びに独占禁止法で規定が設けられておりますのが、談合行為を行った者を罰する規定でありますということでございますので、訂正させていただきます。

議長（林 治君） 角谷君。

19番（角谷英男君） それでは、自席から質問をさせていただきます。

まず、住宅払い下げ、建てかえ問題であります。先ほどの答弁を聞いておりましたも、はっきりしていることがあるわけであり。それは、この問題は上林町長時代から浅羽さん、稲留さん、これを1つにまとめることができる、考え方として。続いて、平島市長さん、向井市長さんと、こうなるわけであり。そこで、この前3人の首長の方は、払い下げなんです。あとお2人は払い下げでないということなんです。これはもうはっきりしてるわけなんです。

そこで先ほど言いましたように、住宅に住んでおられる方は、何にも関係なく、時の首長の政策やら行政の判断で、いわば期待を持たされたり、落とされたり、いわばまさに犠牲者なんです。そのことに対して政治が何らかの判断、現時点の責任者が何らかの判断を過去においてもう示さな

ければいけないのではないか。極端なことを言うならば、過去の考え方は間違っているなら間違っているでいいと思うんですよ。それをはっきりいって、自分はこうなんだと。だから、こうなんだと。よって皆さん方には御迷惑をかけました、期待を持たして続けてまいりましたということをやっぱりまとめとして言わなければいけないのではないかというふうに思いますが、いかがなものでしょうか。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 歴史的に見ますと、我々も十分調査した中では、現実に浅羽市長のときに払い下げを3団地以外されておるわけですね。その後引き継がれた市長も払い下げをしたいという意思は持っておられたようでございますが、残念ながら結果としてできなかった。それが次の市長に引き継がれなかった。次の市長は、当然その間のいろんな社会情勢の変化とか、国の考え方の変化もありましょう。そういうことで、これはやはり今建てかえをして、広く市民の皆様方に戸数もふやし、そして低廉な市営住宅を供給していくという考え方を示されておられたわけでありまして。その中で、市営住宅いわゆる公営住宅の建てかえ10カ年戦略というものが出てまいりまして、それに乗っかってマスタープランをつくり、今後建てかえていこうということに至っているわけですね。

私は、前市長は亡くなられましたけども、その後を継がれました前市長職務代理者から、3団地については建てかえをするよという引き継ぎを受けているわけですね。それで今日に至ってるということでございます。

その中で、過去の経緯も十分把握をしたつもりでございますし、一昨年の12月ですか、その年のうちに判断しろと、こういうことでございましたから、建てかえをさしていただきたいということを申し上げたわけでございます。ただ、そのときに過去の経緯もあるんで、入居者の方々からいろんな御意見あるいは御提案があればおっしゃってくださいということも申し上げておきました。

で現在に至ってわけでございますが、まだいろいろ話し合い続行中と。前回は私が申し上げましたように、もう一度マスタープランというのちょっと置いて、建てかえという入り口論から入らしていただきたいということで御理解をいただいて、そして今日まで至っているということでございますから、まだ話し合いを続けておるという状態でございます。

ですから、さきの質問者にもお答えしましたように、できるだけ早く円満な解決方法を見出していきたいというのが私の願いでございます。

議長（林 治君） 角谷君。

19番（角谷英男君） 今お聞きいたしますと、まず大事なことが1つ抜けておるのではないかなと思うんですよ。こういう問題の解決、和解をするにしても、大事なことは、私たち行政や政治というのは、やっぱり指導的立場にあるわけなんです。住民側というのは、ある意味では弱者なんですね。弱者が、先ほど言うように政治の狭間といいますか、そういうものにもう風で吹かれて喜んだり悲しんだり、いろんな思いをしてくてるわけなんです、何度も言いますが。

そこで、まず住民が今望んでおる、言っておる。その気持ちは市長は御理解いただけますか、まず。当然だあなど。今もう一度繰り返しますが、期待を間違いなく持たされたわけなんですね。これは決して追求とかそうじゃなく、本当にお互いに胸襟を開いてこの問題を解決せないかんわけですから、だれが悪いとかだれがいいとかいう問題でなく、今の問題いわゆる住民サイドの気持ちも理解してあげてやらなければ、これはできない問題ですから、そういう意味では今一生懸命払い下げをお願いしているという住民の皆さん方の気持ちは理解できるかどうか、ひとつ教えてください。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） これは、過去何回か話し合いのときにも申し上げておりますが、入居者の気持ちといいますか、過去からの経緯ということは十分わかっておりますということは申し上げております。

議長（林 治君） 角谷君。

19番（角谷英男君） それであるなら、当然のように住民の皆さん方の期待をしてきたということはお認めになられたということになると思いますが、間違いないと思います。

そこで、先ほど引き継ぎの問題が出ました。私たちは普通、住民側にとっても大事なことは、時の首長の約束は当然次の市長、首長に引き継がれるものであろうと。これは当然信じなければいけない問題であります。現在の向井市長さんが約束されたことが信用できないというんじゃ、これ、市政をやっていけんわけで、これはいかんことです。

当然、市民の皆さんは信用するわけ、信頼もしてるわけなんです。それ

が途中で切れてしまう、引き継ぎがされなかったということでもありますけれども、引き継ぎは例えば首長同士の引き継ぎがあったかなかったか、今平島前市長さんは亡くなられましたからわかりませんが、しかし現実には向井現市長さんも平島市長さんの助役であり、公室長もされたわけでありませう。当然その中心におられたわけでありませう。引き継ぎがあろうがなかろうが、住民の皆さんの考え方とか、その間のやりとりについては、当然理解はされて知っておられると思いますが、引き継ぎがなかったらこの問題はストップするんでしょうか、引き継ぎがなかったら。それであると、市民の皆さんにとっては大変な不安が出てくるわけですけど、その辺はどうなんでしょうか。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 一般的に行政の継続性ということについては、これは否定するものではございません。ただ、市長なり町長なりという人がかわれば、これは選挙という洗礼を受けて当選してくるわけですね。したがって、いろんな公約を掲げられるというふうに思います。ですから、前任者と全く別な政策、施策ということも当然ありだというふうに思います。そうでないと、だれが首長になっても同じということになりますからね。それはそうじゃないですね。ですから、それはやはり自分の信念あるいは政策を掲げて選挙をするわけでありませうから、それは変わって——変わるということもあり得るというふうに私は理解しております。

ただ、残念に思いますのは、もちろん事務的な引き継ぎもあります。首長引き継ぎというのは、書面でもってやるわけですね。自署、捺印いたします。我々もそれもずっと調べてまいりましたが、残念ながらそれが途中で途切れておるということもございました。したがって、次の市長はそういう引き継ぎを受けずに物事に当たるということもあるでしょう。また、当時の、昭和49年ごろの世代とそれからのいろんな建設省の考え方、通達なりもう出ておりますから、そういう状況の変化もあるでしょう。また、市民ニーズもあるでしょう。そういう中で建てかえを前市長の時代に選択をされたわけでありませう。

私は、その前任者の引き継ぎを書面でもって受けているわけでありませうから、それは否定できないということでありませう。その中で、私の時代になって建てかえ議論が起こった中で、入居者の方々からいろんな御意見、

過去の経緯も十分お聞かせをいただきました。また、書類も倉庫をひっくり返して可能な限り、ある書類はすべて引っ張り出したつもりであります。それを探しました。

そういうことも踏まえて、今お話し合いをさせていただいているわけでごさいます。したがって、当時入居者の方々が抱いておられた払い下げをしてくれるであろうという期待といいますか、そういうものについては否定するものではございません。

議長（林 治君） 角谷君。

19番（角谷英男君） 引き継ぎが稲留さんから平島さんになかったということをはっきりおっしゃるわけにありますけれども、残念なことに行政や政治のレベルで引き継ぎがあったかなかったかということも、そら大事かもわかりませんが、何度も言いますが、住民の皆さんはそんな引き継ぎがあろうがなかろうが、これは完全に、間違いなくそれが続いているとおっしゃるわけですね。しかも、聞くところによれば、マスタープランが策定されたときに知らなかったと。住民側から言わせば、私も中間の立場で物を言ってますから、例えば稲留さんの時代に家賃の値上げもせんでよろしい、しませんと。修繕その他は、改修その他はみずからの手でやってくださいと、みずからのお金でやってください、いずれ払い下げするんですからと。最終的には大変遅くなって申しわけないということも言われてるわけですね。

そんな中で、例えばずうっと期待を持ち続けてやれるんだらうなど。平島さんの時代になったところで、平島さんの公約の中に果たしてマスタープランとか市営住宅を建てかえるというような公約があったどうか、私は疑問なんです。調べてみなわかりませんが、もしなかったとしたら、それがずっと引き続いて市民の皆さんは期待を持ってるわけです。そこへポーンとマスタープランが出てくる。これは当然どういうことやということになると思うんですね。そういう意味でも市の住民の皆さんに対する親切というか、思いやり、これはやっぱり欠けておったと思うんですね。

だから、今回の問題は非常に難しいと思うんですよ。例えば極端なことを言えば、現時点だけ見れば、できるだけ安い家賃でたくさんの人に市営住宅を開放する。これはだれが見ても賛成だと思う。現時点、この問題だけを見れば。しかし、残念ながら過去のいきさつから言うたら、この人た

ちにだめですよと言いきることはかなり難しい。まるで弱者を切り捨ててしまうのではないか。期待を持たした人間に対して、首長が約束したことに対して、次の首長、その次の首長が全くだめだと切り捨てていく。これでは行政の信頼はなかなか打ち取り得ないのではないかな、信頼してもらえないのではないかなというふうに思うわけなんです。

だから、私はこれから先の交渉に当たってまず大事なことは、何度も言いますが、今向井市長さんが過去に対してどう思うか聞きましたけども、そしてマスタープランは横に置くが、横に置いて白紙でやろうというが、それだけの案しかないのかなと。ほかに具体的な案を示すことができないのか。両方満足のいく答えはできないかもわからないが、しかし一歩前進するような具合案を出すことができないのか。今住民に皆さんにすりゃ、例えば家賃の値上げ1つにしても、もしこれが払い込んだら認めてしまうのではないかな、この話が。リンクしていくんではないかという不安もやっぱりかられてるわけなんです。これ、住民サイドに立ってばかり言ってるんじゃないんですよ、素直に言ってるんですけども。

だから、そういう意味では思い切った考え方、過去の整理同様にこれから先は思い切った考え方を出していかなだめではないかなというふうに思うんです。例えば国の通達というのがありますが、仮に行政が、市長が国の通達を無視した、これは泉南市の過去の約束事だから、3代にわたって首長が約束したことだから、私はやらざるを得ませんと。どうぞ御理解くださいと言って無視してやった場合どうなるのか、お聞かせ願いたいと思うんです。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 過去の中で、増築は認めるとか、家賃は据え置くとか言われたようなことも聞いてはおりますが、泉南市には住宅管理条例というのはもともとあるわけですね。やはりそれは行政に携わる人は職員であれ首長であれ、当然それを守っての発言でないといけないと私は思っております。

それから、今御質問ありました通達の問題でございますが、これはこの前からいろいろ御指摘があった件でございますが、要するに認可の問題だというふうに思いますね。ですから、泉南市が例えば払い下げをしたいというふうに言って、府なり国なり認めていただけるかというのが1つある

と思いますね。ですから、それを横へ置いてどうするんだ、だからどうだということではなしに、我々はやはりやるという場合には、きちっとしたそういうものの物事の整理がついておらない限りはできないと、やるべきじゃないと私は思っております。

ですから、きのうの御質問者にも一部あったかというふうに思いますけれども、過去の問題は私も十分把握をしていただいたつもりですし、余りそれにこだわっておっては、物事の解決に至らないわけでありますから、今後これはお互いに入居者の皆さんにも常々申し上げておるんですが、やはり本音の部分をお聞かせいただいて、市としてどういうことができるのかということを実際に考えていくというのが一番大切だというふうに思っております。現在もそういう方向でお話し合いを進行中ということでございます。

議長（林 治君） 角谷君。

19番（角谷英男君） 本音で胸襟を開いて話し合いをしていきたいと。それはそれでいいことだなというふうには思いますが、まず大事なことは、一方は建てかえ絶対なんだと、曲げれないと。一方は、払い下げ絶対なんだと。これで話し合いが一体できるんかどうか。具体的な案がもしあればお示し——多分ここでは出ないと思いますが、例えばこういうことはどうなんでしょうか。その3団地については、払い下げが不可能だということになって、通達もあるわけですが、例えばそこには仮に市営住宅は建てますと、市営住宅は建てます。何度も言いますが、しかし今までの市民の皆さん、住宅の皆さんに期待を持たせたということは事実なんですから、間違いのない政治家、首長が約束したことなんですから、その人たちの責任も思いと思えます。

そこで泉南市に例えば公社、協会が持っている泉南市保有の土地があります。その中には、例えば代替地用として用意されたものもある。ただし、それは目的は、例えば駅前再開発の代替地目的だというのがあるかも知れませんが、その土地をあれは時価評価の51.何%ですか、払い下げ金額は。そのようないわゆる代替地を用意をするというような考えは無理なのかどうか、お聞かせ願いたいと思うんです。これは私の私案であります。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 考え方としては、いろんな考え方があると思いますね。そういう考え方を披瀝されましたけれども、それは現に公社保有地等があるわけでありますから、これは議論の余地はたくさんあろうかというふうに思いますが、不可能ではないと思いますね。ただ、建物はつかないわけですよ。土地の問題としては、そういうことがもし仮に可能であったとしても建物が無いという問題もありますし、場所が移るという問題もありましょうし、あるいは資金的な問題もありましょうし、ですから先ほどから申し上げておりますように、きのうも1つ御提案いただきましたけれども、今後円満解決という道を探る中では、いろんな御意見も我々の方はお聞かせをいただきたいと。

これも申し上げておりますが、行政の方から具体になかなかお示しするという事は、きのう申し上げたようにできないことをできるということであってはいけないわけでありますから、我々が言う場合は、必ずできるということでないといけないという前提がありますから、非常に難しい問題があるわけですね。ですから、たびたび入居者の方にも申し上げておりますが、皆さんの方からいろんな御提案をいただきたいと。それを我々の方で真剣に検討させていただきたいと、こういうことを申し上げておるわけでございます。いろんな考え方については、模索をしていく必要があるかというふうに思っております。

議長（林 治君） 角谷君。

19番（角谷英男君） 向井市長さんとしては、できないことをできるとは言わないということを今おっしゃいました。そのとおりだと思います。しかし、これも繰り返しになりますが、過去の市長、首長においては、それはできますと言ってるわけなんですよ。これができないことをできると言ったかもわからない。しかし、住民には間違いなく市長が、最高責任者ができると言えば、それは信じな仕方がない。そのことだけは理解してあげてほしいと思います。それは当然だと思います。

それと、まず今回この問題を解決するについて、私は大事なことは、先ほど言いましたように、市長もだんだん御理解いただいているようでありまして、例えば期待を持たしたということについても御理解をはっきり示されたわけでありまして、まず大事なことは、住民の皆さんが素朴に今まで思い続けてきたことなんだと。その立場を理解してあげた上でこ

の話に入っていかなければ、なかなか心開いた話し合いができないんじゃないかなと私は思います。

それともう1つ、マスタープランを置いてということはどうなのか。例えば白紙というのと置いてとは全然違うと思いますね。その辺はどうなんでしょうか。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） マスタープランの策定に当たりましては、当然議会からも予算をいただき、御議決もいただき、また建設省の補助もいただき、策定をしているわけでございます。ですから、マスタープランというのは、きのうも言いましたように3団地だけではないわけですね、4団地あるわけですよ。ですから、マスタープランはマスタープランとして、これは公営住宅の将来のあり方ですから、これは方向性としては間違っていないと私も思っておりますから、それはそれで策定した経緯もございまして、きちっと踏まえる必要があると。ただ、それを一時保留をして、入り口から話をしたいということを申し上げているわけでございます。したがって、それを全く白紙にということではございません。既に説明会に入っているところもございまして、そういうことも含めてマスターはマスターで順次可能などこからやっていくというスタンスでいきたいというふうに思っております。

議長（林 治君） 角谷君。

19番（角谷英男君） この問題はこれぐらいにしたいと思いますが、ぜひ最後をお願いしたいことは、決して感情に走ることなく、いろんな交渉事ですから、言葉のやりとりも多分あると思います。どちらも気分を害することがあるかもわかりませんが、大事なことは、住民の皆さんは何度も言いますように行政や政治の狭間で期待を持たされたり、いろんな思いを持ち続けてきたいわば弱者の立場であるということだけはひとつ市長、優しい方ですから、市長は。ぜひ御理解をして、今後の交渉に臨んでいただきたいというふうに切にお願いをいたします。

続きまして、残り時間が少のうございます。土取り問題についてお伺いをいたします。

土取りは、何度聞いてもその後余り進歩した答えは返っていないんですね。例えばピーク時に取る。これはだれもがわかってることなんですけど

も、大事なことはこの泉南の中の山を取り、そしてそれをどのようなルートで、どこから出していくのか。これが非常に大事な問題なんです。取る場所においても近郊緑地や保安林、自然破壊という問題があることは事実であります。これは大阪府だけの問題ではなしに、泉南がほんとに真剣に考えなければいけない問題なんです。今現在、先ほど答弁をいただきましたが、あれでは全く進歩がないんです。皆さんはプロジェクトをつくって勉強されてるということですが、当然搬出ルートはどこなのか、どこから出すのか。場所は何か5つぐらいに絞られてるということですが、その5つについてはもう皆さん考えていただいて、またオープンにしていきたいと思いますが、どこから出して、どこから船積みするのか。これはするしかないと思うんですけども、その辺はどうなんですか。そういうことは全然検討されてないんですか。

議長（林 治君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 先ほど参与の方から、プロジェクトをつくって検討してるということで、内容が前と変わらないじゃないかという御質問だと思いますが、当然検討をさまざましてる中で、まだ対外的に申し上げるような結論、一定の方向が出ていないというのが現状だということで、答弁としては変わらないということですが、当然今議員おっしゃられたような搬出ルート、その方法の問題、それからあわせて当然土地利用の問題がございますから、今の山間部でさまざまなプロジェクトが現在予定をされております。このあたりの関連性、既存のプロジェクトの関連性を十分考えていかなければならないというふうに考えておりますので、そのあたりの関連性を考えるとともに、この場所であれば搬出ルートはこういう方法があるとか、その場合はコスト的にはどうなるのか。コストの問題も非常に重要な問題でございますので、そういったあたりを関係者が今知恵を集めながら検討しているという状況でございます。

市の方である程度こういうところがいいんじゃないかということが出てきましても、これは保安林の問題あるいは近郊緑地の問題等々ございますので、大阪府の方と協議しながら、その可能性を検討しなければならないということがございますので、もう少し時間をかけながら検討をしていきたいというのが現状でございます。

議長（林 治君） 角谷君。

19番（角谷英男君） あと何分ですか。

議長（林 治君） あと4分。

19番（角谷英男君） それじゃ、次に質問をいたします。

入札問題についてであります。先ほど答弁をいただきました。プラス要望といいますか、意見であります。これもお答えは願いたいと思います。私、契約検査課の体制を見てますと、果たして今のままでいいのかな。もっと具体的に言うと、職員の数が余りにも少ないのではないかな。あの体制の中で先ほど総務部長が答弁されましたけども、そういうことがきちり行えるのか、チェックできるのかなという不安がありますが、もっと充実する必要があると思います。御意見をいただきたいと思います。

議長（林 治君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 体制の問題でございますけれども、この点につきましては、逐次原課と協議をしながら対応をしてるところでございます。御指摘のように、今後の対応する事務的な能力的な問題につきましても、職員の増とかだけでなしに、今現在でも一時的な入札申し込み等の煩雑時にはアルバイトの対応とか、そういうこともやっておりますし、今後その辺につきましては、原課と協議しながら進めてまいりたいと思っております。

議長（林 治君） 角谷君。

19番（角谷英男君） もう1点、観光開発についてもう一度お聞きをしたいと思います。

市長、観光開発というのは、私はすばらしいことだと思うんですね。なぜかと言いますと、泉南には自然に恵まれた場所はたくさんあります。それを生かす必要は絶対あると思いますし、お客さんというのはビジター、泉南に来られる方にはお金かからないんですね。落としてくれてもかける必要はないというすばらしいことなんですけど、問題は具体的にこういう機会を通じて観光協会をつくってはどうか。以前にも質問したことがあるんですけども、そういうふうに行政がまずそういう組織をつくってしかけをしていくということも必要ではないかな。すべて民に頼るとか流れに任すというんでは、私はだめだと思うんですけど、いかがですか。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私もできるだけ早くつくりたいという考えを持ってお

ります。ただ、例の海水浴場の運営の問題も1つございます。ただ、そういうのをつくりますと、通念ですね。それらの協会なりが機能するだけの資源といいますか、観光資源がないとなかなか難しいという問題もござい
ますので、今先ほど披瀝しましたようなことも動いてまいっておりますので、近い時期にそういう観光協会的なものを、そういうものの立ち上げを
考えていきたいと、このように思っております。

19番（角谷英男君） 以上で終わります。ありがとうございました。

議長（林 治君） 以上で角谷議員の質問を終結いたします。

1時15分まで休憩いたします。

午後0時05分 休憩

午後1時16分 再開

議長（林 治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、23番 稲留照雄君の質問を許可いたします。稲留君。

23番（稲留照雄君） 11年ぶりにここに立つことになりました。感無量
でございます。ここにおられる市の職員のうち、大部分は私が一緒に仕事
をした人たちであります。私はきょう、昨年6月、住宅の皆さんに住宅問
題について聞きたいということを言われまして会合に参加しました。10
年のブランクというのは、必ずしも小さくありません。大きく変わってい
ます。しかし、逆に言えば、私が退任いたしましたのは昭和61年、49
歳のときであります。この問題が眠っている私を起こしてくれました。そ
の間、まことに申しわけないことながら、泉南市に背を向けて自分の生き
る道を探しておりました。逆に言えば、外国でボランティアに徹すること
こそ生きがいだと思うようになっていました。しかし、私は泉南市で生ま
れ育って、多くの友達があります。知り合いがあります。家族があります。親戚
があります。泉南市のことをよく知っています。ここに私の生きがい
があるということを再発見さしてくれたのは、住民の皆さんであります。因
らずも余り例のない、市長から議員になるという経過をたどりました。私
は、市民の皆さんに非常に感謝をいたしております。そこで、私がかかわ
って果たせなかったこの住宅問題について言及をしておきたいと思い、登
壇したのであります。

まず、私は就任いたしましたとき、この問題は知りませんでした。49
年の8月、こういう問題があるということを全く知りませんでした。市長

が言われるように、引き継ぎはしなかったのであります。泉南市の実情から言いますと、上林市長から浅羽市長に書類上では引き継ぎがあったと思いますが、お2人が会っていろいろな面で引き継ぎがあったとは聞いておりません。私は、浅羽市長から引き継いでおりません。また、私から平島市長に引き継いでおりません。多分、平島市長から現向井市長に引き継いだとは思えません。なぜかといいますと、平島市長は残念ながら職務の途中で急逝されたわけですから、細かい点については多分引き継がなかっただろうというふうに思います。

一般的には、市長の事故あるときは職務代理者が引き受けますが、そのときの職務代理者はどなたか私は知りませんので、市長が次の職務代理者から私は引き継ぎましたということについては、後でどなたからどのように引き継いだかお聞きするとして、まず私は、この48年の泉南市議会に払い下げをするということを浅羽市長が御提案になりました。そのときにおられた議員さんは何人もおられませんので、細かくお聞きすることができませんでした。しかし、少なくとも浅羽市長は前任者の御意向を引き継いで、あるいは市民とも十分に相談をした上でこの払い下げを議会に要請したんだと思います。

いろいろないきさつから、こういう問題は一定の確認事項だと私は思っています。49年の4月に、当時の大阪府から来られた篠崎総務部長が、建設省に認可を求めたが得られなかったと、このように答弁されたというふうに聞いております。私は、その件についても知りません。しかし、私が就任をして、そしてこの問題に突き当たったときに、そういう話が出ました。そこで、その認可を文書で出したのかというふうに聞きますと、そうではない。実は私が——総務部長がですね——いろいろないきさつからできないと言ったんですよと、このように報告を受けたのを覚えています。私、先日このことについて再確認をしました。再確認をしましたら、そうですよと。別に建設省に文書で出したのではなくて、私が判断しましたと、こういうふうに言っておりました。恐らくそうだろうというふうに思っています。

私は、泉南市の行政が恐らくあの時代、国や大阪府に非常におもねて、多分出先機関ぐらいのことだったんじゃないかというふうに思っております。これからそのことを少し証明をいたしますが、51年に建設省の住宅

局長通達がありました。私はそれを聞いて、時間もありませんでしたので建設省に行きました。2人の元市長が約束をして、議会も一たんは払い下げを通して、そして継続しているものについて、一介の局長通達でそれをほごにすることはできない、このように申し込みました。

そこで、それ以後49年から61年までの間に議員の皆さんから質問を受けたときに、あと1回だけこれを払い下げを認められているというふうには私は答弁しているように記憶いたしております。2度はできない。私たちはこれを売却するために力を入れましたけれども、御存じのように二重番地などの問題もあって、それを解決するまでは売却できないということで住民の皆さんにお待ちをいただきました。

しかし、なかなか泉南市というところは政争の多いところでございます。私の最後の2年間は政争に明け暮れました。住民の皆さんには非常に御迷惑をおかけしましたけれども、この際深くおわびを申し上げておきたいと思っております。

私ができなかったことについて、後任者がその3代の市長の約束をどう考えるかは、当然その市長の考え方だとは思いますが、1つの例を挙げて、市長というのは市民を代表する者、その約束は非常に重いということをおきたいと思っております。多くの難しい問題が起こります。起こりますが、市長は確かに条例や法律に従わなければなりません、それを乗り越えて政治判断をしなければならぬときだってあります。少なくとも私の12年そういう機会が大変多うございました。

皆さん非常に意見の分かれるところではありますが、例えば給食センターの問題があります。文部省と真っ向から戦って勝ち取ったものであります。ああいうのは認められなかった時代であります。ほんとに国並びに府というところは、まちを牛耳ろうとする。多くの職員を派遣して、まるで自分たちの子分のように扱う。私はそれに強く反発いたしております。泉南市も非常に有能な、優秀な職員がおります。

そういう意味で、私たちのまちの意思が決して通らない。例えば墓地の問題であっても同じです。確かに大阪府の許可でありますけれども、私たちはそれをどうすることもできない。あんなものはまちが許認可すべき問題だと思います。林野組合の建物だって同じです。まちがどうなるかについて、大阪府にとやかく言われる筋合いはない。私ははっきり、あれも我

々の手に許認可を欲しいと思います。

そういう意味で、私たちは大変苦しみがありますけれども、私たちのことは私たちでやらなければ、泉南市ってなくてもいいじゃないかと。何も市長を置いて、議会も置いて、ある一定のルールは必要ですけども、それからはみ出すことができないんなら、我々の存在感はない、このように思っています。

それから、私たちの議会は一定の役目を果たしていると思います。この48年の払い下げの問題についても、私の聞き及ぶところでは、議会が賛成をしております。49年の3月の議会では、大阪府から出向した職員が御自分の意見で認可されないと言っただけで、ほんの一部売却することだけを了解しております。恐らく議会は、大阪府の職員が言ったことだから間違いないと思ったに違いありません。しかし、住民の方々のお話を聞きますと、それにかかわる書類などは一切ありません。私も見ておりません。

そこで、私は市長にお聞きしたいのです。市長が泉南市にお見えになったのが昭和48年の4月と聞いております。浅羽市長がたっってお願いをし、泉南市にお見えになったと聞いておりますが、非常に優秀な職員であったことは、私は認めています。私のときもそうでありました。しかし、先ほどからの議員の質問に対して、できないものをできるといふ答えはできない、このようにお答えしたようでありますけれども、浅羽市長はできないことを議会に提案したんでしょうか。これが1点。

私も先ほどから述べておりますように、建設省の認可が取れなかったということを職員を通じて聞いて、それを信じました。それは、私は民間の出身であり、まさか役人が御自分の意見で言っているなどとは夢にも思いませんでした。したがって、私もそれを受け売りにして、51年の局長通達があるまでそのように考えておりました。しかし、局長に話したときには、以前からの約束についてあるならば、一度はいいという了解を得たことを申し上げておりますが、私の聞いたところでは認可が下りなかったと言っておりますので、役所にその書類があるかどうか、これが2点目。

マスタープランが平成5年に着手される際に、どういう理由で議員の皆さんにこの住宅が払い下げるといふ問題があったかということについて、なぜ十分に議員に説明しなかったのか。こういう問題があれば、このマスタープランについて議会でもう少し問題になったんじゃないかというふう

に思います。そういう意味で、このマスタープランを作成する際に、なぜ議会に十二分な説明をしなかったのか。これが3点目であります。

もう1つは、このマスタープランをつくるに当たって、事前になぜ住民にこういう問題が惹起しているということを説明しなかったのか、これが4点目であります。

私は、私の前のお2人のことをよく知っています。しかし、あとの人については、はっきり申し上げて全く知りません。そこで、私は去年の12月、3月、6月、今回の議会と4回議会に参加させていただきましたけれども、住民に対する市長の考え方、行政上はそれはいいですけども、住民に対する基本的な考え方を私は知りたい。行政の長であると同時に、住民の代表としてどうしてもしなければならないことがたくさんあるように思います。

もう1つつけ加えなきゃなりませんが、先ほど事業部長が角谷議員の質問に対して、このトラブルと申しますか、この問題、売却の問題を知っていたというふうに答弁されました。その点について、マスタープランをつくるに当たってそれが活かされたかどうかも知りたい。

もう1つ、これは非常にデリケートな問題だから、こういうトラブルが市民と議員の間に起こるといふこと。こういうことは起こります。起こりますが、これほど意見が乖離するといふのは、一体どういうことなんだろう。そういうことを私は心底知りたい。市長の御答弁を聞いておられますと、非常に特定少数の人に不利な発言が多いと思います。都市計画についてという問題も上げましたけれども、都市計画とかこういう問題を上げる場合に、非常に少数の人たちに不利益を与える。しかし、たくさんの人に利益を与えるという問題について、私はあなたの手法なら非常にいいと思いますが、特定少数の人だけ不利益を及ぼすことについて、あなたはどのようなふう考えているのをお答え願いたいと思います。

非常に複雑な問題でありますので、十分に質問が行き届くかどうかわかりませんが、できればこの問題を市民の側に納得していただくために、一体市長はこれからどうしようとするのかを最後の質問にして、答弁をいただき、また自席から改めて意見を述べたいというふうに思います。

ありがとうございました。

議長（林 治君） ただいまの稲留議員の質問に対し、理事者の答弁を求

めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま住宅問題について御質問をいただいたわけですが、まずその中で、当時の稲留市長から前のこと、後のことについていろいろ御質問があったわけですが、自分が御在任中にどういった努力をしたのか、結果としてできなかったのかというその部分が抜けておったように思います。

それから、最初に引き継ぎの御質問もありましたので、御答弁を申し上げます。

これは昭和61年9月にあなたから平島市長に引き継ぎをされた文書でございます。ここに自署、捺印されておられます。61年9月10日でございますが、その中の——これは細かい部分は別にして、基本の大事な問題について引き継ぎをするものだというふうに理解をいたしております。その中の住宅関係につきましては、前畑、宮本団地等の補修とか配管の工事をやるべしとかありますが、その他では市営住宅の空き家募集ということだけが記載をされております。

したがって、選挙で選ばれるわけですから、面と向かっての引き継ぎというのはなかなか、同じ立場の人が継承するという場合ですとなされるんでは、そうでない場合はなかなか難しいというのは理解ができます。しかしながら、文書引き継ぎというのは当然自分のなし得なかった、非常に重要な問題については、当然引き継がれるべきものであるというふうに私は思っております。

したがって、あなたが本当に入居者の皆様方のことを思い、そして在任中一生懸命やったけれども、どうしてもできなかったということであれば、その責任として当然この事務引継書にそういうこともきちっと明記されるべきではなかったかというふうに思っております、それは大変残念に思う次第でございます。

それから、2点目の前任者から私への引き継ぎは、これでございます。平成6年の5月26日、泉南市市長職務代理者泉南市助役吉川一郎氏から私が引き継いでおります。その中の住宅の部分でございますが、もちろん前畑、宮本の改善とか住戸改善等のものもございすけれども、一般住宅建てかえ事業、4住宅、これについて引き継ぎを受けております。これは一応建てかえということで引き継ぎを受けているところでございます。

それから、浅羽市長のときにできたということですが、それについてできないものはできるとは言わないと私は言ったことにひっかけられて、当時浅羽市長はそういうことだったのかということですが、当時としては建設省の一定の歯どめというのは、比較的緩い時代でした。その中で当時として13団地ですか、払い下げの意向を示されて、49年にそれが議会に上程されたということですが、したがって、当時は可能であったというふうには思っております。

ただ、その中で過日からもありますように、3団地については建てかえが可能な立地場所にある、あるいは規模的にもそうだというようなことで、多分事前協議の段階だというふうに思いますが、そういう仕分けがなされたということですが。

確かに、議事録ではおっしゃるように当時の篠崎総務部長が3団地については認可を得られなかったという答弁をされておられます。これは公式の議会答弁で議事録に残っておりますから、私どももそれはそれとして当時のそういう議事録をコピーをいたしまして、確認をしているところでございます。したがって、それはそうであったかどうかというのは、一概に言えない。当然議会のことでありますから、それはそうであったのではないかというふうに思っております。

細かいのは事務担の方で答弁をさせますけれども、市民の気持ちというか、入居者の気持ちはどのように思っておるのかということですが、実は私、この問題が提起されてから本当に悩みました。過去の経緯も調べて、承知をさせていただきましたし、また今後とるべき道ということも含めて非常に悩んだわけですが。

これは一昨年(平成7年)の12月とそれから平成8年の1月19日にすべての人に話をしてくれということでしたが、約40名の出席をいただいて水道庁舎の3階でお話をさせていただきました。そのときの議事録を当然私どもでっておりますが、そのときのことを少し引用させていただきますと、皆様方の払い下げしてほしいという気持ちはわかります。過去の経緯を見てもわかります。私は市長として6万2,000人の代表として判断をしました。皆さんの気持ちはよくわかりますから、大変悩みました。悩んだけれども、やはり建てかえをして、皆様はもとより、広く入ってもらう方がいいと判断をしたわけで、よい、悪いの議論があるかもわかりま

せんが、どちらを選ぶかという岐路でございました。大事なのは、選んだ後、どうケアをしていくかということにありますというようなことで、それからお互いに資料を探し、話し合いをしてきたことをしんしゃくいたしまして、それをどうケアしていくのかが今後の課題であるというふうに申し上げましたが、私たちはそういう気持ちを持ちまして市長として大変苦しい選択をしたと。今後どうフォローしていくかという問題もあり、率直に話し合いを持たせていただきたいと思いますというふうに申し上げます。

それから、府の職員の派遣について、大変理解できないことをおっしゃったわけですが、百害あって一利なしですか、とおっしゃったわけなんです、あなたが長をされておられるときも派遣職員、特に総務部長という重責について大阪府から派遣をいただいていたのではないのでしょうか。それがずっとごく最近まで続いておりましたけども、私になって総務部長という席についてはプロパーで対応をしていただいております。本来ですと、泉南市の育ていただいた職員がすべての面にわたって実力を発揮していただくというのが一番いいというのは、私もそうは思っておりますけれども、まだまだ若いまちでもございますし、いろいろ市民ニーズも多様化しております。多岐にわたっておる中で、やはり部分的にそういう経験のある人を派遣をいただいて、そしてよりの確な市民サービスを行うということも、また大切ではなからうかというふうに思っております。私は、大阪府の職員の派遣をいただいておりますが、大変泉南市のためにはあるいは市民のためになっているというふうに思っているところでございます。

それから、ちょっとわかりにくいんですが、都市計画を行う上で特定少数の意見をどう反映するのかということですが、都市計画というのは泉南市のこれからのまちづくり、10年、20年、50年、100年先のことを考えて行うのが都市計画でございます。ですから、これは市民のニーズはもちろんでございますけれども、必ずしもそれに合っていないか、行政として子々孫々にわたってそれが将来のために、将来の市民のためになるというものであれば、積極的にそれは勇気を持って対応すべきものであるというふうに考えております。

これは稲留さんも市長のときに、私も一緒になってやりました都市計画

道路も、空港関連ということでやりましたけども、それは大きな反対も実はあったのは、先刻御承知かというふうに思いますが、そういうこともやはりやるべきときはやると。それがやはり今日の泉南市の発展につながっているわけでありますから、またその当時都市計画決定したものが現在開通もし、そして広く市民の皆様方に御利用いただいているということがあ
るわけでありますから、特定少数とか不特定多数とかという問題もありますけれども、それはやはり行政の責任でやっていくべきだというふうに考えているところでございます。

不足しております部分は、担当より御答弁を申し上げます。

議長（林 治君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 私の方から、当時の49年の3月議会で答弁をいたしました総務部長の件と、もう1点、認可の書類があるかないかという御質問だったと思うんですけど、その2点について御答弁を申し上げたいと思います。

当時の49年の総務部長の3月議会では、これは会議録で我々は読み取った関係上で申しますと、建設省の認可が取れなかったということで、当時の総務部長が議会へ答弁を行っております。この一定経緯につきましては、稲留議員もおっしゃるとおり、当時の浅羽市長は49年度の当初予算に13団地を全部払い下げしたいというのは、予算上上程を行っております。これは稲留市長のおっしゃるとおりでございます。

その後、この払い下げにつきましては、国へ申請を出す前に、やはり大阪府との事前協議は必要であったはずであります。その事前協議の中で3団地につきましては、払い下げは不可能団地やということで、立地条件から見ても建てかえてやっていったらどうやという、そういう一定大阪府との協議が調わなかった経過がまずこの3団地にはあります。当然それを受けまして、当時の総務部長が49年の3月議会には、表現上は認可は下りなかったということの表現をしておりますが、やはり大阪府との協議が調わなかったというのが1つ大きな原因じゃなかったんじゃないかと我々は理解しております。当時の一総務部長ができない、私はできないと言うただけやというんじゃないしに、やはり大阪府との協議が調わなかったという旨を受けての上の答弁であると我々は認識しているところでございます。

そしてもう1点、認可書類のある、ないは、当然そういうことを受けま

して、10団地のみを国へ申請をしております。それで、認可書類といたしましては10団地のみでございます。

以上でございます。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） それでは、私の方からマスタープランの関連について御説明をさせていただきたいと思っております。

先ほど稲留議員の方から、角谷議員の質問の中で売却の問題を知っていたという答弁ということで御指摘をいただいたわけでございますけれども、角谷議員の答弁の中では、過去の経過等いろいろと2年間ほど話し合いをしてきた中で、当然我々としても一定の入居者の方々からも意見を聞いておりますし、我々としても一定の調査を行っております。その中では、当然稲留市長時代までは払い下げという方向で進んでいたということも、調べた中ではわかってきたわけでございます。その後平島市長時代になって建てかえという方向が出たということで、まとめた中で角谷議員の方へ説明をさせていただいたというのが私の答弁の趣旨でございますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

そのような中で、払い下げを知っていた中でマスタープランをつくるに当たって生かされたのかということでございますけれども、先ほど来申し上げておりますように、平島市長の時代からは払い下げはしないという方向で建てかえ推進という方向が出されました。平島市長は昭和61年8月からでございますけれども、61年の10月の総務部長答弁なり、平成元年の3月の予算委員会での質問の中の答弁についても、払い下げをしないということの答弁がございます。

その後、平成4年に建設省の方から公共賃貸住宅を建てかえ10カ年戦略というのが出まして、府の方からも説明の中で、我々としても老朽住宅があるという中でマスタープランの作成に入ったというのが経過でございます。

そのマスタープランの中身では、当然建てかえということでございますから、払い下げの項目については入っておらないということでございます。基本的な内容としては、居住水準の向上、円滑なストックの更新、公共住宅の戸数増、多様な住宅の供給ということを主なものとしてマスタープランをつくっておるのが事実でございます。

それと、マスタープランをつくるに当たって、事前に説明をしなかったのかということでございますが、これも過去各議員さんからいろいろと御質問を受けまして、入居者の方々からも御指摘をいただいたわけでございますけれども、1つのたたき台ということで我々考えておりましたので、事前に説明は行っておらないということでございますが、我々としてはこのたたき台ができてから、当然入居者の方々に説明をして、理解を得るといふ考え方のもとにつくったということでございますので、これが必ずしも確実に決まったものというんではなしに、このたたき台に基づいて我々としては入居者の御意見をいただくという考え方で当時つくったということでございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

議長（林 治君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 先ほど私の答弁の中で、稲留市長と言うたのは、実は稲留議員の誤りでございますので、おわびし、訂正をいたしたいと思えます。

以上でございます。

議長（林 治君） 稲留君。

23番（稲留照雄君） まことにありがとうございます。議員と言ったり市長と言ったり、大変ありがたいことであります。

都市計画で不特定多数の人が利益になって、特定少数の人が不利益を得るということについては、私は市長の御意見と同じです。私の言いたいのは、このマスタープランについて、少数ではありますが、特定の人たちが非常に困難を来すということについては、事前に話すべきであったというふうに思います。

大阪府の職員ですが、あなたも御存じのように私どもは総務部長を1人置いておりました。しかし、あくまでも私たちのまちが育てた職員がほとんどすべてを行ったと私は考えています。あくまでも調整あるいは連絡係程度であります。そういうことを言ってるわけですから。大阪府から請われてもう1人追加したら、汚職で逮捕された。何を指導に来たんか、そういう時代もあったことはあなたも御存じのとおりであります。

あなたは、これを決めるに当たって非常に悩んだというふうに言われました。私はそのとおりだと思います。ある事件を紹介して、裁判官が何を判断したかということ为例として挙げます。

昭和50年か51年ごろ、あるまちで小さい子供が自分の家から500メートル離れたところの池に遊びに行きました。金網が張ってありました。その金網をペンチで破って、そして中へ入って死んだんです。それを訴えたんですね、市の管理が悪いということで。裁判の判決は、市の責任を問いました。もし私が裁判官だったら、自分で行って自分で穴あけてはまった人に、何で責任がないんだと言いますが、その当時、その子供は非常に弱い立場にありました。まちは非常に強い立場でありました。私は非常に不満はありましたけれども、あとで聞いた話では、その子供と親のことを考えて一定の判決をしたということを知りました。

私はこの件、この住民と市のかかわりでいえば、角谷議員も言われましたけど、非常に弱い立場で、しかも何の反論もできないような立場に置かれた市民側をどうして理解できないのか、政治家としてね。行政管としては杓子定規になったらいいと思う。悩んだらなぜ住民側に立てないのか、住民の代表として府や国になぜ訴えられないのか、そのことを私は思います。演壇で言ったように、市民が議員や市長にいろいろなことを頼みに来るのは、政治的判断を求めているからであります。もし政治的判断を求めないなら、役人で十分役に立つ。こんなところで論議しなくても、わけのないことなんです。

しかし、もしあなたが悩んだとするなら、胸を痛めたらどっちにつくんだと。将来不特定の人にたくさんの住宅を提供する。それはいいことだと思う。私もそう思う。大切なことは、これからそういうプランを進めて、市民を悩ますだけじゃなくて、補償やら裁判、あるいはこれからあなたが住民側に立たない判断をした場合に起こり得るリスクをすべてあなたを頂点とするほかの市民が負担しなきゃならん。このことは明らかであります。

私は、あなたがこのプランをつくったという気持ちはわからないではありません。私もいつかそこに座った経験がある。しかし、私と同じような過ちを犯してはなりませんよ。上林さん、浅羽さん、私、平島さん、全部の市長にこういうかたくなな姿勢が一部にあって、みんながみんな途中で志半ばにしてそこから去っていかなきゃならん。私はもしそうなら、ぜひあなたが住民の側に立って、温かい政治をする。自分を曲げて、国にたてついても、府に盾突いても、住民の側に立つという基本的な姿勢を持てば、この問題はすぐ解消します。

西洋のことわざに、リンゴの木はその実によって知られるというのがあります。あの木は何の木だろうな。リンゴがなっていた。あ、あれはリンゴの木なんだな。日本のことわざにも同じものがあります。人はその行いによって知られるといいます。多くのまちがあります。700に近いまちがあります。そのまちに1人ずつ市長がいます。古いまちなら何代も何代もいます。しかし、たとえ少数であっても、あなたの政治が、あなたがいるときに非常にうれしかったと思われるようなことをしなければ、そこへ座った意味はない。私は固く信じています。

私のようにわずか49歳でそこを去らなければならなかった人間にとって、あなたは今非常にいい立場にいる。老婆心というのには少し油気が多過ぎますけれども、しかしあなたのことを思えば、少なくともこの住民があなたを一生すばらしい人だったと忘れることはないと思います。そしてことをやめた。私たちの議会もだれも何も言わないだろう。皆さんの質問を聞いたら、だれも何も言わないだろうと思います。あなたの温かさが伝わるような行政をしなければいけない。一緒に仕事をした人間として、私、非常に期待をする者として、あなたが自分の非常に固い意思はわかりますけれども、それを少し曲げて十分に住民と話をし、政治家としても全力を挙げるように期待したいと思います。

この問題については、私にとっても忘れがたい、本当に心に残る12年間のできなかつた非常につらい政策でした。助役が政策論だと。助役にそういうことを言わせないで、あなた自身が住民側に立つことを心から期待をして、質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私も結論の段階で非常に悩んだということは申し上げました。私も入居者の立場も十分わかりますし、自分も非常に苦勞して大きくなってきた人間でありますから、その辺の心は十分わかっておるつもりでございます。ただ、やはりいろんな縛りの中で一定の判断をせざるを得ない部分がありますから、それはそれで私の判断としてさしていただきましたわけであります。

今後は、前回からも続いておりますように、まだ話し合いをやっておりますから、その中で円満に解決できる道を探っていきたいと、こういう姿

勢でございますので、一言申し上げます。

議長（林 治君） 以上で稲留議員の質問を終結いたします。

次に、5番 成田政彦君の質問を許可いたします。成田君。

5番（成田政彦君） 日本共産党泉南市議員団の成田政彦です。

最初に、月曜日に嶋本議員が日本共産党が発行しているなぜか「しんぶん赤旗」だけについて政党機関紙の持つ役割と意義について無理解があると思われまますので、もう一度6月議会に私が発言した部分を再読しますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

「赤旗新聞の講読について述べたいと思います。

現在の日本の政治は、政党政治であります。自民党初め、各政党は、すべて有料の機関紙を発行しております。各政党は、それぞれの党の方針、政策を持って、理解していただくために積極的に国民に講読を進めております。公務員も国民です。日本共産党市議員団は、憲法19条、思想、信条の自由、憲法21条、結社、言論、出版の自由に基づいて、国・府・市に対する党の方針、施策を国民に知ってもらうために、市の職員の皆さんを含めて積極的に赤旗の講読を勧めるのは当然であります。今後とも大いに勧める決意であります。」。

私は、市民の暮らし優先、市民こそ主人公の立場から大綱6点にわたって質問してまいります。

大綱第1点目のその1は、運輸省が6月16日に関西空港発着機の飛行ルートの一部陸上通過案を示したことに対して、市民の中からは、公害のない地元と共存共栄できる空港として泉州沖5キロの海上に建設されたのであって、発着回数が26万回でも陸上域を飛ばないと運輸省が地元約束して着工したのではないかと、地元住民無視の対応に強い怒りが出てきています。

運輸省は、ハブ空港だ、航空会社の要求とか3点セット策定時に航空交通量の予測が甘かった、このまでは昼間の処理能力が限界と発言してますが、それでは空港の持つ離発着回数、コース、滑走路の長さ、位置あるいは利用者の数量など、諸機能の設定は甘かったの一言で変えられるほど安易なものでしょうか。

関空が泉州沖5キロ地点、飛行コースとして海上コース以外あり得ないとして、大阪府議会を初め当市議会でも論議され、建設のコンセンサスが

得られたものではないでしょうか。飛行コースの変更は、場合によっては空港の存在が問われかねないほど重要な問題であります。

そこでお伺いしますが、市として6月16日以後、運輸省、大阪府に対して陸上飛行ルートについてどのような対応をされのかをお伺いしたいと思います。

関西空港その2は、日米軍事協力の指針、ガイドラインの見直しで米軍が強く求めている民間空港の利用問題で、アメリカ側が関西空港の名前を日本側に伝えたことが明らかになりました。今でも関空はピーク時で二、三分ごとに離発着が行われているのに、スピードなど飛行性能の違う米軍機が割り込んできたら、安全面から見ても深刻な問題が出るのは必至であります。

ガイドラインの見直しに盛り込まれた周辺有事の際の民間空港、港湾の米軍使用は、日本の民間施設を米軍にゆだねようというもので、まさにアメリカの戦争に日本を前端的に巻き込む計画です。このような関空の軍事利用は、絶対に許されるべきではありません。市として関空の軍事利用計画に対して関西国際空港株式会社や運輸省に対して軍事使用を拒否するよう申し入れるべきではないかと思うが、市の対応をお伺いしたいと思います。

大綱第2点は、公的医療の充実問題であります。

来年度は大阪府保健医療計画が見直しされます。泉南市は大阪府のベッド規制などにより、いまだに市民の第一の要求である市民病院も建設できないなど、公的医療施設の不足は市民の日常生活に大きな影響を与えています。とりわけ高齢化社会を迎えて脳、心臓などに対する高度医療施設の整備は、緊急の課題であります。昨年8月に大阪府より出された泉南医療施設整備構想の素案が提示されましたが、その後の市の対応をお伺いしたいと思います。

また、ことしの7月、大阪府保健医療計画の見直し素案に対して、泉南市に意見を求めてきていますが、市はどのように回答と対応をしたのか、お伺いしたいと思います。

大綱第3点は、障害児プランと総合福祉センターにおける障害児施策の充実であります。

市の障害者プランに対する対応と総合福祉センターにおける障害者（児）

施策の内容についてお伺いしたいと思います。

大綱第4点目は、樫井川河川敷公園化についてであります。

樫井川は、男里川と同じく泉南市内を流れる川として多くの自然を残しています。とりわけ市民の憩いの場として公園施設の少ない泉南市にとって、樫井川の河川敷公園化は必要ではないでしょうか。海会寺史跡付近から大阪湾に至るまで河川敷の整備を計画的に行うよう府に対して積極的に要望し、もし市として考えがあったらお伺いしたいと思います。

大綱5点目は、一丘団地の砂川樫井線の整備、迷惑駐車、駐車場増設についてであります。

一丘団地の砂川樫井線については、道路管理においても樹木の剪定がなされないため、樹木の影に隠れて痴漢が発生する、あるいは雨が降れば浸水、道路形態がいびつなために交通事故多発など、また迷惑駐車の良い格好な場所として利用されるなど、砂川樫井線の管理状況は、決して住民にとってよい状況ではありません。市として、この管理をどのように日常的にされておられるのか、お伺いしたいと思います。また、市長の公約である市営駐車場の増設についても取り組みをお伺いしたいと思います。

大綱6点目は、府道新家田尻線の歩道設置についてであります。

市の対応をお伺いしたいと思います。

以上であります。

議長（林 治君） ただいまの成田議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 関西国際空港についての陸上飛行ルートとそれから軍事利用と申しますか、そういう面についてお答えを申し上げます。

まず、陸上飛行ルートでございますが、本年6月に運輸省から泉州市・町関西国際空港対策協議会に対しまして、飛行経路にかかわる総合的な取り組みについて説明がございました。内容について一定聞かせていただいているところでございます。また、泉南市議会におかれましても、全員協議会の場で運輸省より説明を受けられ、内容の把握をされていると思っております。

現在は、この示された取り組みについて、大阪府の方で設置していただいております専門家会議において科学的に、専門的立場で検討をいただいている段階でございます。この専門家会議から運輸省に対しまして48項

目にわたる質問をこの前提出をいたしまして、先般回答を得たところでございます。この回答に沿って今後また大阪府の専門家会議で検討をいただくことになっております。それで、私どもといたしましては、関西国際空港対策協議会いわゆる関空協としてこの陸上ルート問題に統一的に対応していこうということにいたしておりますので、現在その専門家会議の議論を見守っているということでございます。

ただ、本市といたしましても、全体構想を推進する立場でございますので、そのために支障となることは解決をしていかなければならないと考えているところでございます。今後とも示された総合的な取り組みについて、安全性や環境面、将来の航空需要に対応できるのかどうか、科学的にも証明され、空港建設の原点である公害のない空港づくりの観点に立ったものであるのかどうか。3点セットの考え方に沿った対応をしていく必要があると考えているところでございます。

次に、関西国際空港の軍事利用という問題についてお答えを申し上げます。

けさ、日米安全保障条約の見直しの記事が載っておりました。非常に膨大な資料でございますので、十分詳細までまだ把握しているわけではございませんが、その中で一部民間空港とか港湾の使用ということもあったかというふうに思っております。

私といたしましては、関西国際空港の軍事利用ということについては、全く想定をしておらないこととさせていただきますし、またあってはならないと考えているところでございます。この件につきましては、平成8年の第3回定例会におきましても御質問があったときに明確にお答えしておりますとおり、この関西国際空港というのは我々地元合意のもとに、かつ民間活力の導入によりまして地域、地元も参加してつくった空港でございます。いわゆる地元と共存共栄するということを前提としてつくった空港でございますので、このような軍事利用というようなことについては、全く想定もいたしておりませんし、反対でございますので、今後もし具体的にそういうようなお話があった場合には、明確に意思表示をしていきたいと、このように考えております。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 私の方から成田議員御質問の

病院問題、公的医療施設の充実について、まず御答弁させていただきます。

公的医療施設の整備、充実でございますが、本市におきましては市民病院がなく、これにかわる市内唯一の公的医療機関が済生会泉南病院であります。大阪府保健医療計画で病床数が規制され、市民病院の建設が現実不可能であるというもとに、従来より済生会泉南病院の機能充実を要望してまいりました。

済生会泉南病院の整備に関し、大阪府との進捗状況でございますが、御存じのように平成8年8月に泉南医療施設整備構想の素案が提示され、地域住民が安心して暮らせる健康・福祉社会の形成を目指した福祉・医療・保健の地域ケアシステムの中核医療施設として整備を行い、地域医療機関との連携等による新しい医療ネットワークの構築を図ることを基本理念としております。

さらに、この素案に基づく基本構想が示され、病院、診療所等の基本的な機能、あるいは福祉・医療・保健施設の一体的整備推進の必要性等が示されたところでございます。まだまだ整備基本構想の中に検討課題としてクリアしなければならない点が多々ございますが、この構想のもとに今後引き続き実現に向けて要望してまいりたいと考えております。

それと、もう1つ、大阪府の医療計画に対する市の対応として、どのように市が回答したかという御質問であったかと思えます。

この大阪府保健医療計画の見直しにつきましては、ことしの8月の10日までに実は見直しの回答書を大阪府の方に提示ということがございまして、そのもとになる大阪府の保健医療計画が各団体に示されたところでございます。そして、その大阪府保健医療計画の今回の見直しの概要といたしましては、前回必要的記載事項あるいは任意的記載事項、この2つが地域保健医療計画で構成されておりました。しかしながら、今回の保健医療計画の見直しにつきましては、この2つの項目を1つにまとめられたというのがまず1つの見直しであったかと、このように思います。

それと、あと大きな問題といたしましては、二次医療圏の設定についてでございますが、以前大阪府下につきましては、保健医療圏につきましては8ブロックで構成されておりました。それを今回府下4ブロックに——この4ブロックといいますのは、以前ありました基本保健医療圏というのがございましたが、それをもとに府下4ブロックに構成されたという、こ

の辺の大きな変更内容がございまして、それに対する意見書、そしてその必要病床数につきましては、前回と同じように既存病床数の方がまだ必要病床数を上回っているという、こういった内容でございましたが、その見直しにつきましては、平成9年8月の10日に市として回答をいたしたところでございます。

そして、その中では、まず公的医療機関に対する病床規制については、市民病院を有しない市町村については、市民からの要望が強く、この病床規制が撤廃されるように配慮したい。これをメインに回答いたしたところでございます。

先ほどの二次保健医療圏の数の問題につきましては、8ブロックから4ブロックというふうに説明させていただきましたが、それが逆で、4ブロックから8ブロックに改正されたというように訂正をお願いします。

そして、あと救急医療体制の整備につきましては、特にこれは休日夜間診療所の件でございますけれども、この分につきましては、以前泉州保健医療協議会の方でもう1カ所この泉南地方には必要性を協議するとされており、その設置については現在検討しているところでございますが、今後の方策として、医療計画の中に診療需要という言葉が使われておりました。しかし、診療需要だけでなく、地域の状況に応じた体制整備を図られるよう配慮されたいと、こういった形で要望しております。

それと、済生会泉南病院の建てかえにつきましては、三次救急医療体制につきましては府全体で考えると、こういうふうなことになっておりますけれども、この三次救急医療体制につきましては、北部に偏在した整備状況、そして南部となっておりますので、南部における体制の整備、充実が促進されるよう配慮されたい。そして、泉南病院建てかえにおいては、このような点を十分考慮して早期に整備が図られるよう配慮されたいということで回答書を出しております。

それと、母子保健法等の一部改正による3歳児健診等の市町村の移管や保健所の再編成により、地域の保健サービスの低下を来さないよう、人的・財政的支援について十分配慮されたいというふうに、今言いましたこの4項目について大阪府に対して回答いたしたところでございます。

続きまして、障害者プランと総合福祉センターについて、その対応について御答弁させていただきます。

まず、障害者（児）対策の総合福祉センターにおける対策でございますけれども、総合福祉センターの供用開始に伴い、身体障害者福祉センター及び身体障害者デイサービス事業を新たに実施しているところでございます。内容としましては、それぞれの障害の種類や程度に応じて主に生活上の各種相談、入浴・給食サービス、機能訓練やレクリエーション、創作活動の教室の開催、専門医による健康相談など実施しております。また、手話や点字、朗読のサークル活動やおもちゃライブラリー等も自主的に実施されております。

次に、障害者プランの進捗状況と申しますか、その対応でございますけれども、この障害者プランにつきましては、以前にもお答えしておりますが、その基礎調査の進捗状況を若干御報告させていただきます。

現在、市内在住の身体障害者手帳、療育手帳を所持するすべての方々に對し、既に調査を依頼させていただいております。また、アンケート様式の決定につきましては、7月に2回、泉南市障害者計画実態調査アンケート様式検討意見交換会を開催し、7関係団体、これは砂川厚生福祉センター、尾崎保健所、デイセンターせんなん、そして市の身体障害福祉会、そして障害者（児）親の会、そして総合福祉センター、保健センター、こういった7つの関係団体の方々から貴重な御意見を賜り、決定させていただいております。

それから、直接障害者の方ともコンタクトをとり、実態把握に努めており、本市の障害者福祉のより一層の推進を図るため鋭意努力いたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長（林 治君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 檜井川の河川敷の有効利用についてでございますけれども、この件につきましては、以前より河川敷の公園化の話がございまして、関係します地元2市1町と大阪府で検討してきた経過がございまして、いまだ具体的な整備手法を含め、具体化してきていないのが現状でございます。今後も早期整備に向けまして大阪府に要望してまいりたいと考えております。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 私の方から、砂川檜井線の整備、新家田尻線の歩

道設置の件につきまして御答弁を申し上げます。

砂川樫井線は、住都公団一丘団地よりJR和泉砂川駅に至る延長1,498メートルの間につきまして現在事業中でございます。本路線につきましては、事業着手以来二十数年経過しておりますが、一部権利者を除き用地取得等もおおむね完了しております。また、一丘団地内約600メートルは暫定供用を行い、市民の利便性の向上に寄与しております。平成8年度は牧野地内の用地取得済み用地内で改良工事150メートルを施工いたしております。また、平成9年度におきましても一丘団地から尋春橋手前までの間約100メートルの改良工事を実施の予定でございます。

なお、懸案となっております大型工場の件につきましては、物件移転の補償工法について関係機関との協議も完了しましたので、現在当該工場の代表者と鋭意精力的に用地並びに補償交渉を粘り強く進めているところでございます。予定といたしましては、今後数年の間にこの問題を解決し、早期なる供用開始を目標にあらゆる努力を傾注してまいりたいというふうに考えております。

それと、砂川樫井線等の管理の問題でございますけれども、まず6月議会で成田議員の方からも御質問があったと思っておりますが、樹木の剪定等の実績を申し上げますと、まず一丘団地のポリボックスのあるところから砂川樫井線の突き当たりまでにつきましては、街路樹の剪定とか下草刈りについては一応完了いたしております。道路照明の近接箇所につきましては、強めに剪定をしているところでございます。

それと、砂川樫井線の市場赤井神社線から一丘小学校のグラウンドまでの間につきましては、低木、草刈りにつきましては完了いたしております。今後高木の剪定等の予定をいたしておりますので、近々にその辺についての作業に入りたいというふうに考えております。それと、その先ですね。新家方面に行くJRののり面のところの草刈りについても除草済みということでございます。

それと、あと迷惑駐車防止対策として、年次的にバリカー等を歩道上に設置をして、歩行者の安全対策等講じておるわけでございますけれども、今後も引き続きその辺の対策を立てていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、新家田尻線の歩道設置でございますけれども、この事業は平成9

年度事業として中谷病院より北へ約140メートルの区間の用地買収を行い、平成10年度以降につきましても随時残区間について用地買収等の作業を進めていくというふうに大阪府の方から伺っております。本市といたしましても、側面より支援も行いながら、大阪府に対しまして今後とも歩道設置等道路の拡幅の早期完成について強く要望してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（林 治君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 成田議員の御質問のうち、一丘団地の駐車場増設について御答弁申し上げます。

一丘団地駐車場増設につきましては、住宅都市整備公団と協議を重ねてまいりましたが、今回公団より回答をいただいた結果、現在91人の駐車場申し込み待機者がございます。そのうち本年10月には71台分の駐車場を確保させ、残りにつきましては来年2月から5月までに確保する予定ということで、すべての待機者をカバーできるという報告でございます。

しかしながら、現実といたしまして本当に駐車場不足が解消されるかどうか、あらゆる要素を加味する中で、以前からの懸案事項となつてございます老人集会場横の駐車場活用については、これからは自治会の方々にも入っていただき、泉南市都市整備公団自治会の3者会議をもって協議したく考えておるところでございます。今後ともよろしく御協力いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） 何分までですか。

議長（林 治君） 3時12分までですね。

5番（成田政彦君） それでは、まず最初に関西国際空港の軍事利用の問題について、市長から適切な、軍事利用については反対であると。そもそも民間空港であり、そういうことは想定し得てなかったと、こういう答弁がありました。

私は、その軍事利用に反対する市長の考えは当然だろうと思います。しかしながら、そういう問題があるにもかかわらず、政府はアメリカ軍と協力して関西国際空港の軍事利用を計画しておるのが大きな問題ではないで

しょうか。特に、日米安保条約に基づいて1970年11月に決められた自衛隊をアメリカの軍事作戦計画に参加させる段取りと日本の軍事責任分担、こういうことが1978年11月に決められ、その後19年ぶりに日米ガイドライン、その指針が改められると。

そういう中で、アメリカは別に空港ばかりじゃなくて、函館、大阪、神戸、博多、先月は小樽にアメリカ軍空母インディペンデンスが5日から寄港するというように、今アメリカはソ連がなくなって中国を対象にするという、世界一の大軍事力として世界を支配する、こういうもとに日本に軍事協力させるという危険な発想を持っています。

そこで、市長に1つ伺いたいんですけど、市長は軍事協力に反対ということを明快にされたんですけど、しかし安保条約のもとで日本に対してアメリカが強硬に言った場合、安保条約のために断り切れないというのが日本政府の姿勢であります。

そういう点から見て、市長として空港の軍事利用、特に長崎やなんかでは、県に対して軍事利用については覚え書をつくってアメリカに軍事供与をさせないとか、また神戸では非核、核を持ったアメリカの軍艦は入国させないという、こういう明確な、地方自治体独自にこういうことをやっておるんですけど、市長として先ほど私は申し上げましたように、大阪府に対して、あるいは関西国際空港株式会社に対して、こういう軍事利用はすべきでないという申し入れをすべきじゃないかと私は思うんですけど、その点はどうでしょうか。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、けさの報道で初めてガイドラインのあらましというのがわかったわけございまして、その中のいわゆる民間空港等の提供という中に、関西国際空港も想定されているのかどうかということをもまず確認しないといけないというふうに思っております。まず、それをして、その中で有事の際にそういうことも含まれていなければ、もちろんそれにこしたことはないというふうに思うんですが、もし含まれているということであれば、御指摘のようなことも考えていきたいというふうに思っておりますが、まだけさの段階でございまして、十分連絡もとれておりませんので、今後まず確認をしていきたいと、このように思っております。

議長（林 治君） 成田君。

5 番（成田政彦君） それと、関空がいわゆる民間空港として2期工事そのものも予定されておるんですけど、一定の経済的拠点としてなっとるんですけど、もしこのような空港が軍事利用されるようになったら、沖縄の那覇空港みたいに、また千歳空港みたいに、経済的拠点も今後ゆるがさない、こういう不安な状況も、私は今後の空港の利用状況にも大きな影響が出るのではないかという点も考えられるんですけど、その点については、市長はどのようにお考えですか。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 当然そういうことがあってはならないというふうには思っております。ですから、まず関西国際空港そのものがそういう対象に入っているかどうかということは、やはりきちっと確認しなきゃいけないと思いますし、今の空港がそういう軍事併用といいますか、そういうことというのはもう全く私も、また多くの方々、市民も含めて想定もされておらない話でありますから、それがもし使われたら経済的効果というか、いわゆるネガティブな部分が生じるのではないかということについては、そういう議論に至らない段階だというふうに思います。ですから、実際もしそんな併用ということになれば大変なことでありますから、そういうことがあってはならないというのが今の考えでございます。

議長（林 治君） 成田君。

5 番（成田政彦君） こちらの調査によりますと、政府・防衛庁が周辺有事の際、米軍が使用する可能性がある民間空港、港湾の十数カ所のリストを運輸省など関係省庁に提示したと。そういうことが先月末に判明しとるんです。そのことを市長は、防衛庁——運輸省に聞いたら一番わかることですね。そのことはまだ運輸省には確認されてないですか。また、大阪府にもそういうことが提示されたということは確認されてないんですか。

議長（林 治君） 樋口市長公室参与。

市長公室参与（樋口順康君） ただいまのところ大阪府、それから関空会社もそのようなことは運輸省からも聞いてないということを我々は聞いております。

議長（林 治君） 成田君。

5 番（成田政彦君） そうすると、そのような重大なことが関係地方自治体、大阪府などにそういうことは知らせないと、そういうことですか。非常に

重大な、新聞に先に明らかにされて、朝日新聞でも各新聞にもうそういうことが堂々と発表されているにもかかわらず、大阪府や地方自治体はそんなことはない。そういうふうに言ってるんですけど、そしたら市長、市長は反対しとるんですからね、泉南市長として運輸省に電話をとって、そういうリストに上がってるのかということを確認して、それは事実だったらそういうことに反対するというふうに——反対するとはわかっとるんですけど、そういう点に対してももっと反対の意味が強くなったと思うんで、その点はどうか。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 大阪府を通じて確認したところでは、まだそういう具体的なことは聞いておらないということですが、それは運輸省に対して聞くということは、私もしてみたいというふうに思っております。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） 関空の軍事利用については、昭和58年8月23日、関西新空港に対する公開質問について、当時の岸知事が関西国際空港計画は今後とも軍用を併用する考えは全くないと、こういうふうに大阪府も答えていますので、市としてはそのことを大阪府に対してもきちっと対応してほしいと思います。

それから、関西国際空港の飛行経路の問題なんですけれど、私はたしか今市長が3点セットと公害のない空港云々とされたんですけど、私は関西国際空港がそもそも設置される歴史というのは、市長も御存じのように伊丹の空港のいわゆる公害問題、そういうことに端を発して、81年最高裁の判決が出まして、国民の日常生活の中で航空機は絶対的優先権を持つものでないと、こういう判決が出て、運輸省はそれ以後空港を他に移転させることを含め検討を本格化させた、こういう歴史があると思うんです。

本来、飛行経路のコースの変更というのは、これは非常に重大な問題と私は思っています。単にこれは騒音という問題じゃなくて、陸上ルートでなく、海上飛行ルートになったのはなぜか。また、海上5キロ沖になったのはなぜか。これは大阪府民の公害のない空港を求める、そういう基本的な考えの中で大阪府議会とか泉南市議会など論議して、コンセンサスを得た中で海上空港となったのが、私は経過だろうと思います。その点で、今回の飛行コースの変更そのものは、私は関西国際空港の存在そのものを問

われるような重大な問題になってるんじゃないかと思います。

その点で、さっき市長が言われたんですけど、運輸省の関空陸上ルート案について、住民のいわゆる公害のない空港という、こういうことを全体とした関西国際空港であるという前提から考えれば、この陸上飛行ルートが住民に対する重大な裏切りではないかと私は思うんです。その点について、市長はどのようなお考えを持ってるか、お伺いしたいと思います。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 当時、海上を飛行するという前提でスタートしたわけでごさいます、それが滑走路1本のいわゆるキャパシティの16万回に至らない、12万回ないし13万回で限界だということにつきましては、私は運輸省に対して非常に不信感を持っておりますし、それから当時約束したことが運輸省みずからそれが達成できないということになったわけですから、その責任は大きいというふうに指摘もしてまいりました。

それに対して運輸省は、当時の予測システムとしては、現在のような三次元立体のそういうコンピューターシミュレーションシステムができていないという中での机上でのチェックだということで、そこまで及ばなかったということについては不明をわびるということで陳謝をされたわけでごさいますけれども、しかしそれは結果論として当時の運輸省の考え方が甘かったということのみずから認めた。そして、結果的にはその説明が履行されないという、いけば結果論としてだました的なことになっているのも事実だというふうに思います。その点は、強く各市町ともこれは指摘をしておるわけでごさいます。

ただ、現実を見た場合、現実に運航した場合に、やはり1時間当たり32回ぐらいでいきますと16万回ということになるんですが、実際の管制官の管制システムを運用した中での安全性ということからすれば、二十五、六回が限界であると、1時間当たりですね。そうすると、年間ベースで直すと大体十二、三万回だということですから、それがほんとに限界ならば、それを何とかしなければ2期事業をやるということに対する考え方が構築していかないわけですから、これについては私はやはり滑走路1本の空港ということは、ととてもとてもアジアのハブ空港としては不十分だというふうに思っておりますから、これを2期事業につなげていくという中では、この抱えている問題は問題として十分踏まえて、最善の解

決方法を探っていくというのが大切ではなかろうかというふうに思っているところをごさいますて、先ほど言いましたように、科学的な検証をしていただいているというところをごさいます。

議長（林 治君） 成田君。

5 番（成田政彦君） そうすると、私は公害のない空港と言いながら、陸上飛行ルート認められない、こういう空港計画になったことは、非常に私は住民に対する裏切り行為と同時に、その3点セットの問題なんですけど、今回運輸省が出された回答書によると、6月の時点では運輸省は3点セット策定時には想定しなかった問題点が乗り降り便数の増加とともに現実的なものになってます、とまるで他人事のように言われとるんですけど、しかし地方自治体初め住民の厳しい3点セットの問題に対する追及が出てくると、ここには明らかに態度をころっと変えて、要するに飛行経路に係る予測はずかしたと。また、その結果として当時の説明と異なる事態を招いている。当時、地方自治体と全く違う説明をしてると。であるならば、私は思うんですけど、話は早いと思うんです。

当時、3点セットに沿って陸上飛行はしないという、こういう合意を地方自治体初め住民としてたんですから、もしそうであるならば、運輸省は当時合意したことと違うことを現在出したんですから、もちろんそういう点では公害のない空港という原点に立つならば、運輸省は直ちに現在出した飛行ルートは撤回し、真剣に府ともう一遍協議すべきだと私は思うんですけど、その点はどうなんでしょうか。

運輸省はここにはっきりと、その結果として説明と異なる事態を招いた。当時の説明と異なると、全く違うことをここで謝っとるんですけど、その点は市長は同様に——時間もないんで、それから影響、うるささ指数でも、今度の陸上飛行ルートになると、りんくうタウンでもうるささ指数は65ホン以上、これは僕は重大なことだと思うんです。伊丹の空港訴訟では、夜9時以降は騒音はほとんどなくなったというのが伊丹の状況なんですけど、しかしこの関西国際空港では64から69のうるささ指数が出るといふことで、りんくうタウン、それから大阪の一部、そういうところに出てくるといふことになると、これは公害のない空港といいながら、実際には関空には今後そういう状況が出てくるといふ、こういう点にも私はなるのじゃないか。

それから、もう1つは、運輸省は専門家会議で8,000フィートからさらに高くできるのじゃないか、もっと高くせえということを使うたら、8,000フィートでも他の空港よりも高いと、これも一蹴しとるということになっております。そういう点で、運輸省の態度は、公害問題については非常にけしからんと思うんですけど、その点は市長はどうお考えです。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 信義違反の部分は、先ほども何回も申し上げておりますように、運輸省に対しましても強く申し上げたところでございますが、実際これから便数を伸ばしていくという中では、やはりこの飛行経路の問題というのは、避けて通れない問題だというふうに思っております。

その中で、運輸省の方で今回示されました陸上ルート案についてでございますけども、現在の環境基準ではうるささ指数が70以上ということでございますが、私どもの方はそれをさらにもう少し小さい数字、例えば65デシベル等で縛れないかということも申し上げておりますのと、それから高度も8,000フィート、2,400メートルというふうに言っておりますが、これももう少し高くできないのかというようなことも含めて質問をさせていただいたところでございます。その中で、うるささ指数については、今回コンターラインが出てまいりまして、ほぼ海上といたしますか、一部泉佐野のりんくうタウンの飛び出たつけ根あたりはかぶるような格好になっておりますけども、65というふうにした場合でも、ほぼ海上域でおさまるようなコンターラインが出ております。

ただ、高さについては、8,000フィート以上というのは、重たい飛行機、軽い飛行機、速い飛行機、遅い飛行機、晴天、曇天ありますけれども、いかなる気象条件でも最低8,000フィート以上は確保するというところでございまして、これを上げるというのはなかなか難しいという回答でございますけども、このあたりは現実の問題としてやはり専門的な部分に属しますので、さらに専門家会議で検討をいただくということにいたしているところでございます。

いずれにいたしましても、多くの皆さん方の御理解を得ないといけない問題でありますから、今後とも十分科学的に検証していく必要があるというふうに考えているところでございます。

議長（林 治君） 成田君。

5 番（成田政彦君） 運輸省の飛行ルートの矛盾点もあるんですけど、最後に私は、この飛行ルートの問題では、運輸省がしきりに言ってるハブ空港、あるいはこれは新聞などで報道されておる航空会社の経費節減、これはもうけ主義の過当競争になるんですけど、それ以外に日米航空貨物交渉などによって、アメリカ政府が飛行路線の拡大などそういうことも要求されたと。経済優先、こういうことが結局 2 3 万回、市長は全体構想にも積極的に賛成なんですけど、こういう経済優先の中であれば、私は 2 3 万回に来たとき、また空路が変更するんじゃないかと、こういう気がするんです。

これはいみじくもここに書かれとるんですけど、今 1 6 万回で運輸省はそういうことを言っとるんですけど、2 3 万回でこれは私はどう理解するかよくわからないんですけど、関西国際空港の年間の発着回数が 1 6 万回ないし 2 3 万回云々となり——これは 4 番目の項目ですけど、航空路における場合、出発点及び到着時を特定するのは容易でないなど、具体的な予測を行うことは困難であると。関西国際空港をハブ空港として育成していく云々という中で、大阪府は質問してるんですけど、将来また、今は 1 6 万回で陸上飛行が貝塚から大津、そして浜松になつとる。これがまさに将来泉南の上を通るということは別として、また変更される。こういう増便、増便ということは、結局いわゆる航空路をたくさんつくらなきゃならないという、こういうことでもありますので、ますます今のこういうハブ空港優先、こういう航空行政の一層なる規制緩和は、こういう過当競争、ひいては生命の危険性、安全性を損なうんじゃないかと私は思うんです。

それから、もう 1 つは、共存共栄と言われるが、今後空港開港後、朝日新聞に書いてあるんですけど、関連開発はすべて赤字であり、企業進出は夢覚めると。第三セクターの赤字額は 9 4 0 億円ということで、ここには泉佐野の向江市長の談話が載ってるんですけど、2 期工事には期待するが、夢のようなことは期待できないということを語っとるんですけど、そういう点でも 2 期工事に対しても現在の状況なら慎重にならざるを得ないと私は思うんですけど、その点は最後にどうでしょうか。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今回の見直しルートでは、2 3 万回まで可能という回答になってるかというふうに思います。したがって、2 期の平行滑走路開港時の最大、マキシマムの 2 3 万回には対応できるという回答になってお

ります。これも検証する必要があるかというふうに思います。

それから、2期事業についてでございますが、1期事業のときにはいろんな大きな期待もあったかというふうに思います。それから、いろんなプロジェクトもされました。それは例えば三セクの失敗といいますか、そういうことも非常に問題になっておりますが、我が泉南市はそういう余り派手なことはやらないで、きちりと都市基盤整備、特に道路あるいは下水道等、そういう地味ではございますが、きちりとしたまちづくりをやってきたということでございます。

何もないではないかという批判も当時あったわけでございますが、私はやはりこういう時期ですね、しっかりと足元を見据えて、その地域に合ったまちづくり、特に都市の骨格の道路網の整備等が将来やはり大きな発展につながるということで、基盤整備重視論でやってきたわけでございますが、それが結果としては正しかったのではないかというふうに思っております。したがって、2期に向かっても余り夢物語は別にいたしまして、地に足のついた整備あるいは2期対応のいろんな施策を考えていく必要があるかと、このように思っております。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） 次に、医療問題ですけど、先ほど答弁がありましたんですけど、平成5年から来年、平成10年には府の医療保健計画が改正されると。依然として、見ますとベッド規制があり、泉南市はベッドが多くて市民病院のそういうのができない、こういう状況ということで、先ほど市の方から大阪府に対して回答を出しとるんですけど、その中で平成8年8月に泉南市医療施設整備素案、こういうのが出されました。そういう中で、我が党の和気議員もこのことについては、1年前からこの問題について市の対応をただしてきた中で、1つは市民の中から一番大きな要求であるいわゆる救急救命センターは、今は府立の佐野しかない。しかし、泉南市内にも、こちらの南にも必要であるということで、これに対する対応はどうするのか。

それから、済生会病院の問題については、高度診断だけであると。これでは心臓疾患とか循環器系の場合の——診断だけではだめであって、早急に診療、治療行為が必要であるということで、高度診断施設でなく、治療行為を伴うそういう施設が必要ではないかということと、それから今度有

床の診療所ということになるんですけど、それであるならば、この有床の診療所の診療科目は、市民の要求してる循環器系など、そういう科目を必要とするのではないかと。

それから、5番目には休日診療所ですね。これについてももう既に市民から強い要望があり、そういうものを早急につくるべきではないかという要望が出ております。

また、昭和61年の埋免のとき、大阪府と協定を結んだ場合の高度医療施設、今は循環器センターということに形は変わってきたんですけど、これについてもどのようになさるのか。私は、そういう点について、あれから1年たってます。具体的な大阪府の審議会ですね、名前を何といったのですかね、あれ。協議会でなされておると思うんですけど、その辺は今具体的にどこまで進んだのか。具体的にですよ。科目はどうなったのか、循環器センターはどうなったのか、そういう点について具体的に今どうなってるのか、お伺いしたいと思うんです。

議長（林 治君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 済生会の泉南病院の進行状況について御質問がございましたので、お答えさせていただきます。

先ほど御質問にもございましたように、昨年8月に素案というものが一応できまして、基本的な施設の方向づけというのはできたわけですが、その後ことしの6月に整備基本構想ということで、素案を一定肉づけさせていただきました基本構想を出しております。

この中では、国民健康保険の泉南市内のレセプトの分析によりまして、どういう市民のニーズが強いのか、どういった部分で市内で十分そのニーズを満たし得ていないかといったようなことを一応分析をしてるわけです。それに基づきまして、病院の内容としましては、26床という限界がございますので、外来医療を中心としまして高度診断機能をメインに据えて、一定高度な医療も提供できるところはやっというところで、具体的な診療科目も含めて現在その中身を検討しているところでございます。

それとあわせてまして、当然入院のためにはベッド数が足りませんので、近隣の公立病院との連携方策を探るということになっております。また、あわせて今後の高齢化社会に向けて、老健施設あるいは在宅サービスの供給ステーション、訪問看護ステーション、地域リハビリステーションセン

ター、こういったものの構想の具体化を現在図っておると。あわせまして、そういう内容とともに、立地の問題、施設配置の問題、それから費用負担の問題、そういったことを現在泉南医療施設整備関係者会議の中で検討をしておるわけでございまして、その中で早急に考え方をまとめまして、次年度以降の予算にもつなげていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（林 治君） 成田君。

5 番（成田政彦君） 私は、福田助役のこの循環器センター、いわゆる病院の問題についての答弁については、ずっと答弁を読ましていただいたんですわ。そうすると、答弁は全部変わるとるんですわ。きょう言われたのは、近隣の公立病院との連携ということを言われとるんですけど、12月議会では特定病床を整備する云々ということと言われ、3月議会では福祉関係になります、それを診療所として病院云々というふうにここに書かれとるんですけど、あなたは正確にいわゆる循環器センター、泉南済生会病院の充実あるいは診療所の充実の問題について、もう少しわかりやすく、正確に、どうしたらできるんだと。あなたは非常に頭の賢い方ですから、正確に、診療所に診療科目ができるんだと。それか済生会病院の一部に循環器センターができるのかと。そういう明白な答弁は一切ないんですわ。特定病院はちょっと難しいということになるんですけど、その点について、もっと明確にあなたは答えるべきではないですか、その点。

議長（林 治君） 福田助役。簡潔にお願いします。

助役（福田昌弘君） 循環器センターということは私ども申しておりませんので、あくまでも現在の26床の中でできる高度診断機能なり、あるいは一定の医療ということやっていきたい。過去、特定病床による増床というのを検討いたしました、それについては非常に難しいという判断のもとに素案というのは出さしていただいております。

それから、診療所につきましては、これはあくまで病院をそういう高度機能を持たすために、現在持つておる福祉的後援的機能を診療所の方へ持つていくというのが考え方でございまして、特段毎回違っているということとはございませんので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（林 治君） 以上で成田議員の質問を終結いたします。

3時45分まで休憩をいたします。

午後 3 時 13 分 休憩

午後 3 時 47 分 再開

議長（林 治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9 番 奥和田好吉君の質問を許可いたします。奥和田君。

9 番（奥和田好吉君） きょうのトリを飾って一般質問をさせていただきます。まず、きょうたくさんの傍聴の方に来ていただき、ありがとうございます。

暑かった夏も過ぎて急速に秋の訪れが深まり、夜になるとスズムシの声がチンチロリンと聞こえてきます。理事者の皆さん方の御答弁も、チンチロリンとよい御答弁になりますようお願いしたいものであります。

さて、一昨日、22日の午後、橋本首相は佐藤氏を総務庁長官に任命したみずからの判断の誤りを認め、国民におわびする記者会見を行ったが、過去に首相が閣僚の辞任、罷免で国民におわびした例はあるが、それは閣僚就任後に失言問題を起こした閣僚を罷免したケースであり、今回のように閣僚起用そのものについて首相がみずからの誤りを認めるのは、極めて異例の事態であります。まさに前代未聞の失態と言ってよいのではないのでしょうか。

首相は、記者会見で深く反省している、不明を恥じおわび申し上げたいと述べておりますが、しかし今回の問題は、そうした通り一遍のおわびで済まされるような性質のものでは断じてない。なぜかならば、今回の佐藤問題は、橋本首相の一国の首相、指導者としての資質、適格性について重大な疑問を抱かせる問題であります。佐藤氏の問題は、橋本首相の行政改革に対する国民の不信感も限りなく肥大化させた首相の政治責任ははかり知れないほど重い。おわび会見で、今回の責任をどうとるかとの質問に、首相は行革の断行によって責任を果たしたいと繰り返すのみ、果たして首相に行革ができるのか。今月末から始まる臨時国会では、国民の監視のもと、首相の政治責任が徹底的に問われなければならないと思います。

それでは、通告に従い順次質問いたします。

まず初めに、地方分権を踏まえつつ、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。

地方分権の潮流と本市のとるべき道。この命題については、論議は今後も盛んに行われていくと思いますが、なぜそうした論議が起こり、いかな

る改革の方向を目指していくのか。それらを私たちとしても真剣に検討する必要があると思います。しかし、現状の地方自治のあり方、またその問題点がどこにあるのか、一人一人の住民の視点から真剣に考えておくべきだと思います。そうでなければ、地方分権はただ改革のための改革になってしまうと思うからであります。

歴史的に言えば、地方分権は地方自治の強化の手段であったし、中央集権的統治機構というか、そのゆがみを是正し、民主主義的社会の建設を進めていくために、地方自治の確立が求められてきたと思います。それが第二次世界大戦後の地方制度改革の主たる目標であったと言っても過言ではないと思います。

地方分権を具体的に推進していくために、政府は平成7年5月に地方分権法を制定し、同年7月から施行されたその法律は、地方分権の推進を手続的に定めるこれまでにない立法として注目されていました。

それは1つとして、地方分権を進めるために、政府が地方分権推進計画を閣議決定して着実に進めること。2つとして、地方分権推進計画の策定のための指針づくりを中心的な専門家によって審議機関である地方分権推進委員会が勧告すること。3として、この委員会が地方分権推進計画の進行状況を監視し、意見を具申すること等々を盛り込んでいます。

地方分権推進委員会は、平成7年に発足して平成8年12月に第1次勧告がされています。また、平成9年7月には第2次勧告の柱となる地方行政体制の整備と補助金の整理合理化に関する原案をまとめ、市町村の自主的合併を後押しするため、市町村合併特例法に基づく住民発議制度の拡充や住民投票制度の導入検討を明記しております。これらを踏まえて、本市の取り組みについて何点かお伺いいたします。

1番目、機関委任事務の廃止によって、国から各都道府県におろされてまいります。マスコミにも報じられていましたが、そのことによってさらに府の権限が強化されるのではないかと。つまり、都道府県と市町村の役割分担について、その辺はどうとらえておられるのか、所信をお聞かせ願いたい。

2点目に、政策形成、過程への行政と住民の連携というか、住民参加の拡大策をどのように図っていくのか。また、行財政改革をどのように進めていくのか。また、機構改革をどう考えておられるのか、お聞かせ願いた

い。

第3、市町村合併についての考え方についてであります。地方自治体の規模と能力の関係を具体的に整合させる手段として合併が行われてきました。新聞にも報道されていましたが、47都道府県の知事の7割が合併促進に賛成していたと報道されてきました。平成7年に失効期限が来た市町村合併の特例に関する法律が改正、延長されましたが、これらによって地方分権改革を視野に置いた新たな合併促進が模索されてきております。本市としての今後の取り組み、考え方をお聞かせください。

4番目に、広域行政の推進についてであります。去る5月に自治体同士がまず身近な問題や当面する課題等を持ち寄って、お互い知恵を出し合って21世紀へ向かっての地域政策を提案し合っていこうとする全国市町村の有志による設立会議を開いているようであります。

本市においてもこの広域行政については、清掃事務組合、南部下水道等実施していますが、これまでの広域行政は、必要に迫られ行われてきた面があります。もちろん両住民の意向に即して行政が動いていることは当然であります。例えばごみ処理、焼却炉の設置にしても、大規模な施設、設備を必要とし、小規模市町村が単独で行うには非効率であり、組織的にも財政的にも無理があり、そこで広域的に協力していこうということであったと思います。

しかし、広域行政にも個々の構成市町村の意見によって左右される側面があり、相互の理解が一致しなければ援助できない。つまり相互協力による相互補完であって、各市町村の政治的な思惑が入りやすいと思います。

病院問題もそうであります。午前中に市長の答弁がありましたけども、この病院問題で阪南市との合併、いわゆる病院問題で今後阪南市と話し合われるおつもりがあるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

また、議員定数問題、迷惑施設の誘致問題等々、広域行政による機能強化と効率の追求は、現実にはとても難しい問題であると思いますが、しかし今後の地方分権推進の上で、これら問題をクリアしていかなければならないと思います。この広域行政という考え方について、市長としての所感と連携を視野に入れた、しかも住民参加の拡大が可能な広域自治機構を用意したというか、複数の自治体が共同して効率的に行う広域連合制度について、市長としてどう検討されておられるのか、御見解をお示し願いたい。

さらに、8月22日に9市4町の市長、町長が一堂に会して首長シンポジウムが開催されましたが、その中で市長は、連絡協議会の問題に触れられたそうではありますが、あわせてお聞かせ願いたいと思います。

以上4点について、市長の率直な見解を重ねて求めるものであります。

次に、公共事業のあり方についてお伺いいたします。

国では公共事業のあり方をめぐって論議が高まっておりますが、省庁は事業ごとに硬直化配分や先進国の中でも最もおくれをとっている都市公園の問題等、かねてから指摘されてはいますが、巨額の財政赤字を抱える中だけに、従来型の公共事業の取り組み方を深刻に見直しをすべきであるとの声が大きくなり、国としても公共事業のコスト削減対策行動指針を策定し、地方公共団体に対しても積極的に取り組みをするよう要請してきているようであります。

本市においても、下水道工事に絡む談合疑惑の問題が一部の週刊誌に取り上げられております。これによると、「泉南市の下水道で内部告発」と出ておりますけども、この問題について市はどう考えているのか。また、今後どう取り組み、改善策をどう考えているのか、御所見を賜りたいと思います。

次に、墓地問題でございますけども、この墓地問題については6月に非常に問題になりました。おとといもこの墓地問題について答弁がありましたけども、このまちのど真ん中に墓地が来てる。まちづくりに非常に邪魔になります。普通であれば自分とこの家の前に墓地ができたとしたら、これは命をかけて守ると思います。大変なことになります。この問題をどう考えているのか。市長として命がけで守っていくのか。できたもんはしゃあないやないかととらえていくのか。この問題についてもお考え記せ願いたいと思います。

大綱第4点目は、教育問題であります。

1つは、各学校のコンピューター導入に伴う新整備計画は今どの程度進んでいるのか、お聞かせ願いたい。

2つ目は、各学校の図書問題についてお聞かせ願いたいと思います。

3つ目は、教師による体罰問題でお聞きしたい。堺市教育委員会が体罰問題で虚偽の報告が取りざたされていますが、本市の体罰問題の実態をお聞かせ願いたいと思います。

4つ目は、スクールカウンセラーの問題であります。文部省は来年度のスクールカウンセラーの派遣校を今年度の約1,000校から約1,500校に拡大する方針だと見聞いたしておりますが、スクールカウンセラー制度は95年度からスタートし、臨床心理士、精神科医などが週2回程度児童・生徒のカウンセリングや保護者に対する助言などを行っているようですが、この問題については何度も要望し、本会議でも取り上げてきましたが、何の返事もございません。教育委員会は一体どうなっているのか、教育長の御所見を賜りたいと思います。

以上、質問が多岐にわたりましたが、理事者の皆様方の明快なる御答弁をよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

議長（林 治君） ただいまの奥和田議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 地方分権の潮流と本市のとるべき道ということでお答えを申し上げたいと思います。

まず、今回の地方分権のあり方についての第一次、第二次勧告というものについてどうとらえているかということですが、これは従来から国に異常な権限が集中しておると、あるいは都道府県に集中しているという中で、今後地方の時代を迎えるに当たって、その権限を一番地元市民と密接な関係にある市町村に分権をいたしまして、その中でより機能的でしかも市民、住民に密着した行政が行われるようにということで、この分権制度のあり方が検討されてまいったところでございます。私も当然、本来そうあるべきだというふうに考えているところでございます。

ただ、今までの長い歴史の中で、一挙にすべての部分について一度に地方に権限を委譲するということになりますと、やはりその体制の問題でありますとか、あるいは事務量の問題、それとか経験の問題、あるいは費用の問題、大変な負担になるわけですから、これを円滑に進めていくためには、それなりの助走期間が必要であろうというふうに考えております。したがって、今後は1つ1つ可能な部分からその趣旨に沿った対応をしていく必要があるというふうに思っておるところでございます。

それから、機関委任事務の問題でございますけれども、府と市町村というのは現行の地方自治制度上、基本的には相互に対等の立場にあるという

ものですが、機関委任事務制度のもとでは、府が国の機関として市町村に対する許認可や指導監督を行うことが多く、結果として市町村に対して一般的に優越的な地位にあり、事務に関与したり指導することが当然であるかのような様相を呈してきたのも事実でございます。このような状況を踏まえまして、本年7月の第2次勧告において、府と市町村の関係はそれぞれの性格に応じた相互の役割分担を明確にし、対等、協力の関係とすべきであるとされております。

府と市町村の役割分担についてであります。市町村の規模、組織体制に応じて事務委譲が行われることとなっております。現在大阪府より28項目の事案が示されているところでございますが、本市におきましては、現在のところ福祉3事案について委譲をお受けしたいというふうに申し出をいたしているところでございます。今後とも市民福祉向上の視点に立ちまして、組織の整備を図りつつ、より多くの事案について取り組んでまいりたいと考えております。

それから、市政を運営するに当たりまして、何よりも大切なことは、市民ニーズを的確に把握し、市民本位の施策を展開するということが重要でございます。より多くの市民に行政に対する関心を持っていただくことが必要であるというふうに考えております。

私も広く市民の意見を聞きたいということで、おはよう対話を初め、各地区を巡回いたします地域懇談会も地域の皆さん方の御協力をいただきまして、ほぼ一巡をさせていただきましたところでございます。それらから要望のありました、あるいは御提案のありましたものについては、可能な部分から現在実施をいたしているところでございますし、また中長期的なものにつきましては、今後ともその趣旨を十分踏まえまして、実施に向けて努力をいたしているところでございます。したがって、今後とも広くそういう住民の皆さん方の御意見をお聞きする中で、市政の運営をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、行財政改革につきましては、本市におきましてことしの3月に実施計画を策定いたしまして、そして推進本部のもとに毎月1回その履行状況あるいは進捗状況を報告させまして、適時その時々に対応をいたしているところでございます。今後ともこの行財政改革に盛り込んだ内容についてのきめ細やかな履行を図ってまいりたいと考えているところでござ

います。

それから、広域行政の問題についてでございますけれども、まず市町村合併ということについてでございますが、御指摘ありましたように、今回の改正によりまして、市町村の合併につきましては、住民発議でそれを提案することができるということになっております。有権者の50分の1以上の署名をもってその発議ができるということになっているところでございます。現在では、淡路島1市運動とか、そういうことでこの制度が活用されているところでございますが、具体的にこれがそれぞれの場に上がってきたときに、その発議どおりの内容に至っているかというふうに申し上げますと、なかなか難しい問題もあるように聞いております。

しかしながら、こういう制度ができたわけでありますから、広く市民、住民の間で議論をいただくことになるというふうに思いますし、私もともと広域行政というのは極めて大切だというふうに考えておりますので、今後そういう市民、住民の皆さんの御意向も十分把握しながら、広域行政の推進という立場に立って考えてまいりたいと思っております。

それから、現在、一部事務組合等で清掃あるいは下水道組合、隔離病舎等を行っておりますけれども、今後とも1つのまちで、これも我々のように6万数千というまちでいろんなことを単独でやるというのは、なかなか効率的でもございませぬし、また非経済ということにもなりますし、もう少し広い枠で考える必要があるというふうに思っております。

御指摘ありました今ダイオキシン等で問題となっております清掃の炉の問題にいたしましても、非常に規模の小さい炉についてなかなかその発生の抑制というのは難しいということで、30万規模を1つのベースとして考えていくようにという指導が厚生省あたりから出ておりますけれども、現在これについては阪南市と2市で行っているところでございまして、効率的な運営が行われているというふうに思っております。

それから、先般、平成9年8月22日に行われました堺以南9市4町の泉州地域の首長シンポジウムでございますが、その中でいろいろな提案がございました。この視点は午前中の質問者にもお答えしましたように、主に観光ということに視点を上げたテーマということでありましたので、それ以外のことについてはなかなか時間的なものもあってできなかったわけですが、1人4分という制限時間の中で私の意見を述べさせていた

いただきました。

その中で、御提案申し上げましたのは、泉州は1つという考え方に立つにいたしましても、現在広域行政圏といいますのは、泉北ブロックと泉南ブロックの2つの大きなエリアに分かれておるといことでございますので、これを1つにしたような連絡協議会の設置ということを御提案を申し上げたところでございます。最終のいろんな取りまとめの中では、コーディネーターの方から泉州は1つという考え方に立って、きょうのこの8月22日のシンポジウムを1つの契機として、さらに前進をさせていこうという確認をいたしたところでございます。

それから、阪南市との病院問題でございますけども、これも午前中お答え申し上げましたように、阪南市の市立病院が老朽化しておるといことああって、建てかえの時期に来ているのではないかと私どもも見ております。したがって、これの建てかえに際しては、広域的な観点から共同でやってはどうかという御意見もいただいているところでございます。阪南市長ともお話をしておりますけれども、阪南市の今の現状からして、早急に建てかえるというのはなかなか難しいと、いろんな面です。そういうふうに承っております。

仮に一緒にするにいたしましても、両市民の理解の得られるような、特に場所の問題が大切かというふうに思っておりますので、今後とも引き続き、お隣のまちでございますから率直な意見交換をしていきたいというふうに考えております。

それから、広域行政の中でもう1つありましたいわゆる広域連合でございますけども、これは94年6月の自治法の改正によりまして、新たにできたものでございまして、合併まで至りませんが、少しそれよりも緩い広域の1つの枠をつくって、そしていろんな広域的な問題について処理をしていこうという連合体でございます。これもまだ十分普及はしておりませんが、私の聞き及んでいるところでは、四国の徳島の方で1カ所、それから奈良県の方で何市何町か集まっての広域連合が発足しておるといふうに聞いております。

ただ、これも緩やかなるがゆえに、なかなか実際に事務を進めていく中では難しい問題も惹起されておるといふうにも聞いております。したがって、今後は広域行政を推進する中で、広域行政圏のそういう推進協議会

で広域的に任意にやっていく方法と、それからこういう広域連合をつくってやるという方法、さらに進めば市町村広域合併という問題もあろうかというふうに思いますが、今後とも1つ1つ醸成をしていかなないとなかなか一投足にいかない問題でございますから、十分市民の皆さんの御意見、あるいは議会の御意見もお聞きする中で、広域的な方向に向けて努力をしていきたいというふうに思っております。私は、どちらかといいますと広域行政を推進する方がいいという考えを持っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（林 治君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） それでは、私の方から公共工事のあり方についてということで、下水道談合疑惑の質問についての御答弁をさせていただきます。

本市が発注いたします建設工事の入札事務につきましては、平素からその透明性、客観性、競争性の確保の視点等から、適正な執行に努めてまいったところでございますが、今回談合疑惑事件が発生をし、一部の週刊誌にこのような記事を載せられたということにつきましては、大変我々といたしましても残念でございますし、また恥をさらすようなことで、市民の方に対しても、また議員の皆様方に対しても、大変申しわけなく思っております。我々といたしましても大いに反省しなければならないと、このように考えておるところでございます。

また、今後どのように考えているのかということでございますが、今後の発注の方法ということでございます。入札制度の主な検討課題といたしまして、1点目といたしまして、新しい入札方式の検討、2点目といたしまして、新しい履行制度の導入の検討、これにつきましては工事完成保証人、金銭保証人制度の廃止を前提とした履行保証制度の導入ということでございます。3点目といたしまして、入札参加資格に係る審査の内容の検討、そして4点目といたしまして、指名停止要綱運用指針の見直しの検討を行ってまいりたいと、鋭意努力してまいりたいと、このように考えております。

また、新しい入札方法の導入につきましては、難しい点が多々ございますが、泉南市公正入札検討委員会におきまして鋭意調査検討を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

す。

以上でございます。

議長（林 治君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 奥和田議員の質問のうち、墓地問題について、その後の経過を御答弁させていただきます。

今回、信達市場1888の1ほか8筆で計画されています宗教法人営の墓地につきましては、6月27日に大阪府が申請書を受け付けまして、書類審査を行ってまいりました。泉南市としましては、申請地周辺には住宅、病院、事務所等が多数立地しており、大阪府墓地等経営の許可等に関する条例第7条のただし書き適用となるため、7月30日には市長が松廣屋副知事を訪れ、いろんな角度から慎重に検討されるよう要請いたしました。

しかしながら、8月17日は大阪府環境保健部長、環境衛生課長が泉南市に来庁いたしまして、地元の反対意向を受け慎重に検討したが、許可要件を具備しており、許可をせざるを得ないとの報告がございました。

市としましては、これまでの意見が反映されず非常に残念なことであり、できれば再考してほしい。また、許可をせざるを得ないならば、周辺住民と十分話し合いを行うよう業者指導を行ってほしい。また、墓地許可の現行制度を改善してほしいと要求いたしましたが、翌日には副知事から市長に許可の報告があり、8月18日付で許可されたところでございます。

許可書につきましては、申請代理人から関係区長や周辺地元住民と十分協議の上、景観、防犯、交通などの問題に配慮した墓地建設の誓約書提出と申請代理人が反対住民との会議出席を確約したことで、大阪府が8月22日に交付したような次第でございます。

本市としましては、墓地の経営許可の現行制度の改善につきましては、これまで要請を行ってまいりましたが、引き続き強く要望してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（林 治君） 赤井教育長。

教育長（赤井 悟君） 教育問題についての御質問が4点ございました。そのうち私の方から、まずスクールカウンセラーについてのお答えを申し上げたいと思います。

議員御指摘のように、近年社会の急激な変化に伴いまして、いじめある

いは不登校等の児童・生徒がふえておりまして、平成8年度全国で9万4,000人という子供が登校拒否に陥っております。泉南市におきましても平成9年度1学期に小学校では5名、中学校では23名の子供が登校拒否ということになっております。原因といたしましては、友人関係あるいは学業不振、学校生活への不適応、家庭内の問題等々さまざまでありますし、またこれらが複合しているという場合もありまして、大変複雑化しております。

こういった背景の中で、国におきましては先ほど御指摘ございましたように、平成7年度からスクールカウンセラー活用調査研究委託という制度を発足させました。私たち泉南市におきましては、平成9年度、本年度大阪府教育委員会の選定によりまして、一丘中学校を研究校にということで文部省より原則2カ年の研究委託ということで受けております。

それから、スクールカウンセラーには臨床心理士の資格を有するカウンセリングについての専門的な知識と経験を備えた者を大阪府教育委員会が任用いたしまして、調査研究校に配置をするということになっておりますので、御承知をお願いをいたしたいと思っております。

それから、職務と勤務でございますが、1つは児童・生徒へのカウンセリング、それから教職員並びに保護者に対する助言あるいは援助、こういったことございまして、先ほど原則的には年35週のうち週2回、1回当たり4時間というふうなお話ございましたけども、私たち今回お願いしておりますのは週1回、8時間と。2回の分を1日にまとめて長い時間勤務していただくというふうな方法をとっております。

学校では、このスクールカウンセラーを有効に活用いたしまして、登校拒否の生徒に対する相談活動の充実、いじめ、登校拒否の早期発見に向けて指導体制の確立を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。なお、近隣市町におきましては、岸和田、貝塚にそれぞれ2名、その他阪南、田尻、各1名でございます。

なお、予算的につきましては、委託の関係上、これは国費負担でございますが、今回の議会の方で議案として、補正予算としてお願いいたしておりますので、御承知をよろしくお願い申し上げたいと思っております。

次に、体罰についての御質問にお答えをいたしたいとお。

文部省が行っております児童・生徒の問題行動等、生徒指導上の諸問題

に関する調査で、平成7年度の文部省の集計、ここまでしか発表されてお
りませんが、小学校では26件、中学校で52件の発生件数でありました
けれども、本市におきましてはゼロでございます。今までのところゼロで
ございます。

体罰につきましては、学校教育法第11条で厳しく禁止されておしまし
て、体罰は教師の児童・生徒に対する暴力行為であると。児童・生徒の反
発や教師に対する反感こそ生じさせるものであり、決していい結果が生ま
れてこないということは自明の理でございます。

なお、教育委員会といたしましては、体罰は教師の指導力の不足、ある
いは指導の未熟さというふうにとらえ、教職員の資質の向上、指導力の向
上に努めてまいりたいというふうを考えておりますので、御理解賜りたい
と思います。

なお、あとのコンピューター、学校図書の問題につきましては、参与の
方からお答えを申し上げます。

議長（林 治君） 石野教育指導部参与。

教育指導部参与兼指導課長（石野喜彦君） コンピューターの新整備計画に
ついてお答え申し上げます。

文部省が示す整備水準では、小学校は22台、中学校は42台となって
ございます。小学校では2人に1台、中学校では1人に1台ということで
ございます。これを平成11年までに達成するということでもあります。さ
て、泉南市の整備状況でございますが、現在まで中学校では25台から2
8台、小学校では2台から5台となっております。

次に、今後の整備計画でございますが、情報化が進む現在、学校におけ
る情報教育が不可欠なものとして、11年をめどに整備することを文部省
並びに大阪府教育より強く要請されているところであります。泉南市にお
きまして、この情報化社会の中で子供たちがコンピューターに親しみ、
情報処理能力が身につくよう一定の整備を図ってきておりますが、現時点
では文部省の整備水準とは隔たりがあるのが現状であります。次代を担う
子供たちのために、なお一層水準達成に向けて努力してまいりたいと思
いますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、学校図書館の問題について御答弁いたします。

まず、図書の購入額でございますが、今年度小学校1校当たり18万円

から22万1,000円、中学校1校当たり22万から26万円となっています。この差は学校規模の違いによるものです。この額については、平成5年度、小学校7万円、中学校7万円、平成6年度、小学校10万円、中学校10万円、平成7年度、8年度、小学校13万円、中学校15万円といった経緯があります。図書の充実に向けて、年々改善を図ってまいっております。今年度も一定の改善を図ったところでございます。

今後とも学校図書の整備、充実に向けてなお一層努力してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（林 治君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） ただいまあらまし答弁をいただきました。まず、教育問題について若干再質問させていただきたいと思っております。

この学校の図書ですけれども、この問題は私、何回もこの本会議でも取り上げてきました。非常に額が少ないということで、9年度は購入費については若干ふえております。しかし、現場での学校の図書が一向にふえてない。この泉南市の将来を担うこういう子供たちに、どうしても良書を読みたいという親御さんの意見が1つも通じてない。例えばこれは先ほど資料をちょっともらいましたのであれですけれども、鳴滝第一小学校、鳴滝第二小学校について、どうしても必要な図書は現在どれぐらいなのか、それで何ぼあるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思っております。

議長（林 治君） 石野教育指導部参与。

教育指導部参与兼指導課長（石野喜彦君） 鳴滝第一小学校では、今年度3月、蔵書数1,587冊、鳴滝第二小学校1,152冊と、こういったことになってございます。（奥和田好吉君「何ぼ必要なかね」と呼ぶ）何冊必要かという基準については、ちょっと手持ちございません。この蔵書数は、まだまだ必要ではあると認識しております。

議長（林 治君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 担当の教育委員会がそういう中途半端な把握をしているから、現場で困ってるんです。実際に生徒の人数からいって、学校の規模からいってどれだけ必要かということを今お尋ねしたら、わからんということです。そういう中途半端なことですから、現場で非常に困っているのが現状です。第一小学校、第二小学校にしても、ことしから第一小学校については18万6,000円、それから第二小学校で18万円出ておりま

すけども、これで実際に図書を買うてるかというと買ってないんです。コピー代に使ってるんです。図書をどうして購入してるかというのと、生徒のお母さんたちが、いわゆる保護者が新聞を集めて新聞を売ってそれで図書を購入しているというのが現状なんです。この現場をわからずしてのほほんとしておられたら困るんです。これが第1点。

それから、先ほど体罰問題については、泉南市はゼロですという報告がございました。これ、読売新聞に載りましたが、堺市が体罰問題で虚偽の報告をしてるというて大きな問題、これは社会問題です。

私はことしに入っても教育長に、学校の先生から体罰を受けたということ、生徒もそれから親御さんも連れてきて報告しております。2年前にも報告しております。例えば小学校の1年生の子供です。小学校の1年生の子供いうたら、もう幼稚園からの延長です、これは。これにも載っておりますけども、許可書を忘れて激しくののしられた。これを報告してるわけですね。これと同じようなことがあった。それを忘れてきたんです。そしたら全部のおる前で——生徒の前です。それを言われて子供が小さくなってしまった。それをお母さんに言うたわけです。それが学校の先生に聞こえたんです。そしたら、学校の先生が親に言うたやろと言うてその子を責めるんです。こういうことが現実にあった。

また、ことしに入って連れて行った子は中学生です。まあ、やんちゃです。ところが、やんちゃしたんでしょう。学校の先生が首を持って上へ上げたというから、大変なことです、これは。これ、体罰なのか、学校の先生のいじめなのかわからん。これが報告に入っていない。虚偽報告なのか、あるいはこんなことは大したことないと思って報告しないのかわからない。大変なことです、これは。

今までずっと苦情を聞いてきましたけども、何件か報告しております。この場では言いません。こういう問題をどう考えているのか。担当の助役、どなたですか、御答弁願いたい。関係ないんか。教育長しかあれへんのか。市長はどう考えます、これ。この問題。教育長に今まで合わせてきた、この問題。教育長の上はだれですか、教育長の上。教育長の上ないて問題や、これ。文部省に直接言うのかいな、これ。どないすんねん、これ。

もういっぱいありますねん。きょうはやりたいこといっぱいありますねん。ちょっと延長してもらえますか。あかんか。

議長（林 治君） 赤井教育長。答弁は、時間がないので簡潔にしてくださいよ。

教育長（赤井 悟君） 体罰の問題につきまして再質問でございますが、御指摘のございました部分につきまして、再度そういったことにつきまして十分調査をいたしまして、体罰に当たるかどうかというあたりは非常に難しい部分もございます。そういったことで十分今後こういったことのないように努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（林 治君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 堺市の教育委員会、これはもうゼロでずっと4年間か5年間か出しとった。言われて初めて訂正でこういう問題が出てるんです。これ、体罰に当たるとか当たらんとかじゃなしに、そういうときにだれがどういう判断をするのか。父兄の方たちがもうたまらんとやうていってるんです。それを取り上げんとそのままほったらかしているのかどうか、検討しているのかどうか、それだけでもお聞かせ願いたい。

議長（林 治君） 梶本教育指導部長。

教育指導部長（梶本邦光君） ただいまの奥和田議員の体罰の問題、それから図書費の問題につきまして、私の方から御答弁を申し上げたいと思います。

我々も学校現場のそういった調査、問題行動については毎月調査をしております、先ほど教育長から答弁をさしていただきましたように、体罰についてはゼロの報告をいただいております。ただ、我々としましては、日常さまざまな場、校園長会であるとか、あるいは生徒指導の研修会であるとか、あるいは小学校、中学校の生徒指導担当者の協議会であるとか、さまざまな場面を通じまして子供たちの思いや願いをわかるような、そういう教育実践をするようにということと、それから体罰については厳禁であるということの指導の徹底を行っております、現時点では体罰の報告はないというふうに思っております。

それから、先ほど図書費の問題について、一部保護者負担をしているのではないかと御質問があったと思いますが、そういう事実はございませんで、我々は公費で子供たちにとって非常に魅力のある図書の選定ということで進めておりますので、今後とも公費でなるべく魅力ある図

書をたくさん図書室の方に用意をしていくべく、予算の獲得に向けて努力をしてまいりたいというふうに思っておるところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（林 治君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） ゼロでありますというそれが問題やと言うてるんですよ。今まで報告を連絡いただければ、それで納得するんです。言い放しという形です。今回もこの間父兄から電話がありました、連絡。子供がどうしても校長に話をしたいというのを受け付けない、学校で。この問題も教育長に言いましたね。教育長からこの問題で会ってあげてくださいと、子供たちに。中学生の10人ぐらいの子供がボイコットしてるらしいけども、お会いしましたか。会われましたか。連絡しましたか、これ。報告受けてませんけども。

議長（林 治君） 赤井教育長。時間がないので簡潔に。

教育長（赤井 悟君） この問題につきましては、保護者を通じて御本人とお話をしたいというふうに思いまして、電話はしております。ただ、留守でございます、返答はいただいております。

以上でございます。

議長（林 治君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） そういうことなので取り上げたんです、この問題。これ、言うつもりなかったんですけども、父兄の方は、これは大変な問題やと思うんですね。あちこちで今起こっております。何とか教育長に会っていただきたいという話をしました。これもう1カ月半ぐらいになるのかな。必ず教育長の方から親御さんの方に行きますよと。夏休み中に子供たちと教育長と話し合いをするように行きますよと。そしたら、学校の生徒が、中学校の子が10名ぐらいこちらの方に来ますということが連絡入りました。それから何の連絡もないということなんです。

私、もう何かあったらちょっと行くんですけど、教育委員会の方に。これはやっぱり返事はいただきたいんです。ここらで取り上げません、こういう返事をいただければね。いろいろ問題があるみたいな感じですけども、ここらでやめておきます。

あと何分ですか。

議長（林 治君） あと3分。

9 番（奥和田好吉君） 取り上げたい問題がいろいろありますけど、次に墓地問題ですけども、先ほどの答弁、きのう、おとといの答弁と全く一緒ですけども、今度これ、どういう方向で対処していくのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。そのままじゃあないやないかとほったらかしとくのか。

議長（林 治君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 墓地問題につきましての再度の御質問でございますが、この件につきましては、泉南市におきましての事前協議の制度がなかったわけで、市に申請書副本が届いたときには、既に周辺地区長の同意を得ていると、このような状況で私ども知ったわけでございます。このような観点から、このようなことが二度と起こらないよう、大阪府には条例の改正等について強く要望いたしておりますが、引き続き文書等でも条例の改正につきまして要望を行ってまいりたいと、このように考えているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（林 治君） 奥和田君。

9 番（奥和田好吉君） そういうことを聞いているんじゃないんです。今後どうするのかということを知りたいんです。今後こんなことがあったらえらいこっちゃ。どうするんですかということを知りたいんです。市長、これはどうお考えでしょうか。どうしていくのか。まちづくりについて市長は言われているけども、邪魔になるでしょう、こんなまちづくりに。将来に向かって大変なマイナスにくると違いますか。どうなんですか、これ。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今回の件は、非常に残念でございますが、許可が既におろされておるということでございまして、そのときに大阪府としても誓約書を取っておるということでございますから、まず各地区あるいはその周辺の方々に対しての説明会を開いていただくと。過日そういう趣旨で行っていただいたんですが、結果として2名しか出席がなかったということで、流会となったように聞いております。したがって、今後とも着工までにそういうことをまずやっていただくということが1つ。

それから、今後の問題としては、当然先ほど部長が答えましたように、法そのもの、あるいは府条例そのものにやはり問題があるということでございますから、これは既に副知事にも口頭では言っておりますが、今後や

はり文書でもってこの辺の改善について要請をしていきたいと、こういうことに考えておるところでございます。

議長（林 治君） 以上で奥和田議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明25日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 治君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明25日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日は、これをもって延会といたします。

午後4時49分 延会

（了）

署名議員

大阪府泉南市議会議長 林 治

大阪府泉南市議会議員 東 重 弘

大阪府泉南市議会議員 奥和田 好 吉